

2-1 資源の回収業務について

(1) 概要

区民等が集積所等に排出した資源（古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール）を定期的に回収し、区の指定する場所に搬入する業務の委託を行っている（資源回収業務委託契約）。資源回収事業に含まれる平成 23 年度における委託料は、以下のとおりである。

（単位：千円）

古紙	びん・缶・ペットボトル	発泡トレイ・発泡スチロール	合計
136,570	414,903	115,076	666,551

作業内容は以下のとおりである。

① 作業内容（びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール）

- ・区が指定したごみ集積所にびん、缶、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール回収用コンテナを配付する。
- ・集積所に排出されたびん、缶、ペットボトルまたは発泡トレイ、発泡スチロールをコンテナまたは袋ごと車両に積み込み回収する。
- ・区が指定する以下の搬入先に搬入する。

びん、缶、ペットボトル	江東区リサイクルパーク（江東区新木場）
発泡トレイ・発泡スチロール	再生処理委託先（江東区潮見）

② 作業内容（古紙）

- ・各集積所等に区民の排出した古紙を回収する。
- ・回収した古紙は、区が指定する古紙問屋に搬入する。

(2) 監査手続

資源回収業務委託契約の契約事務について、契約関係書類を入手して検討した。契約単価の算定方法についてヒアリングし、単価の妥当性を検討した。また、各曜日の配車の状況を把握し、曜日別の回収量を入手して配車台数の適正性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

① 契約先の選定について

資源回収業務委託契約は、特命により江東リサイクル協同組合と契約している。業者推薦書には、「広範囲な江東区全域のごみ集積所からの回収という規模により、従来どおり江東区のリサイクル会社の協同組合へ委託し、滞りのない安定した資源回収事業を行うため」と記載されている。

江東リサイクル協同組合は、びん業者が組合員となり平成 8 年に江東資源リサイクル協同組合が設立され、平成 15 年に江東環境リフレッシュ協同組合の組合員（古紙回収業

者) が加入したことを契機に名称変更した。平成 9 年から、江東区の資源回収事業の業務委託契約を受注している。平成 14 年には、集積所を使用したびん・缶・ペットボトルの資源回収が開始され、資源回収事業の業務委託契約を受注、平成 17 年には、古紙・びん・缶・ペットボトルの資源回収事業の業務を完全委託¹され、現在に至っている。区の回収業務のみを受注している組合であり、平成 24 年 4 月 1 日現在、組合員数は 29 社である。

<意見事項 13> 特命契約の継続について

江東リサイクル協同組合とは、資源回収が開始された当初から契約しており、10 年以上にわたり契約が継続している。「滞りのない安定した資源回収業務を行うため」とのことであり、区内中小企業の支援を重要視し契約を継続しているとのことである。

資源回収業務は、日常的で、滞りなく行われることが要請される性質もあり、業者選定に際しては、安定的な業務遂行実績のある業者を特命契約で選定したい、と考えることは理解できる。また、区内中小企業の支援も重要であろう。しかし、競争原理が働かないため、長期間の特命による弊害が発生することもあり、特命契約の継続については、今後十分に検討していく必要があると思われる。

② 契約単価の妥当性について

平成 19～23 年度までの 5 年間の契約単価（車両 1 台、運転手 1 名、作業員 1 名の単価）は以下のとおりである。

(単位:円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
普通貨物車（2トン）	37,110	37,200	37,400	37,540	37,590
軽小型貨物車（1日）	33,120	33,120	33,240	33,380	33,430
軽小型貨物車（半日）	19,190	19,190	19,260	19,400	19,450

※ 単価は、税抜の金額である。

単価の算定方法は、前年度の単価を基に、清掃協議会と雇上会社との契約単価（以下、「雇上単価」という）の動向を参考にし、その他特に考慮しなければならない要因を反映させているとのことであった。びん・缶・ペットボトルの回収委託契約が開始された平成 14 年度以降、車両及び運転手部分の単価については、前年度の雇上単価を利用していたが、現在は、前年度の単価を基に、清掃協議会の雇上単価の動向を参考として決定している。また、平成 14 年の作業員部分の単価については、平成 13 年度清掃事業人材派遣契約単価及び平成 11 年度非常勤職員報酬の二つを基準に算出しており、前年度の単

¹ 平成 16 年度までは雇上車も使用していたが、平成 17 年度より資源回収業務のすべてが委託となった。

価を基に、雇上単価の動向を参考として決定している。

単価決定後、見積書を入力しているが、見積書には、最終的な単価が記載されているのみであり、それ以上の詳細な資料は入手していない。

現在、雇上単価よりも契約単価が低いことから、契約先からは、雇上単価と同額の単価設定を求め値上げの要請がある。平成 18 年度の契約までは、契約単価が雇上単価を上回っており、単価交渉の際に、区側が雇上単価を引き合いに出し交渉を行っていたことから、平成 19 年度に雇上単価が引き上げられ、雇上単価よりも契約単価が約 2,000 円低い状況となっているため、雇上単価を基準とした要請がなされている。

平成 23 年度において、すべての単価を 50 円値上げしている。これは、雇上単価の動向を参考にすると、前年と同額の単価であると判断したが、以下の理由で値上げを行った。

- ・燃料代が異常に高騰し、当分の間値下がりする気配がないことから、1 日平均 40km を走行するとみなし、2 トン車が 10 当たり 6km 走行可能とした場合、1 日の燃料が 6.60 必要であり、10 当たり 6 円（最近上昇分の約 50%）を単価に反映することとし、1 日 39.6 円＝40 円を値上げ。
- ・7 月～9 月のペットボトル 1 日約 1 トンを、江東区リサイクルパーク（江東区新木場）ではなく中間処理委託業者 A 社（江東区若洲）に搬入することとなり、それに係る燃料代として 10 円を値上げ。

<指摘事項 1> 資源の回収業務の単価改定について

平成 23 年度の契約単価の改定について、不明瞭な点が多く、また実態を伴わない値上げが行われていたことが判明した。

平成 23 年度において 50 円を値上げしているが、その内 40 円は燃料代の高騰によるものである。しかし、雇上単価の動向を参考にした場合には、前年と同額の単価とする判断を行っており、雇上単価そのものが、燃料代の高騰も考慮した上で設定されていると思われ、その判断とは別に行われた燃料代の高騰による値上げが妥当であったのか、疑問が残る。

また、軽小型車の契約においても 40 円の値上げを行っているが、2 トン車との燃費に差があると思われ、2 トン車と同額を値上げする必要があったのか疑問である。軽小型車の半日も、軽小型車の燃費、半日の走行距離を基に計算し値上げすべきと思われる。

この値上げについては、契約先からの要請により交渉の上で値上げ額を決定したとのことであるが、契約先から詳細な見積書を入力し、決定した形跡は残っていない。契約先から毎年詳細な見積書を入力し、値上げが必要か否かを判断した上で値上げすべきではないかと考える。

更に、7～9 月にペットボトルの搬入先を変更することによる燃料代として、10 円を値上げしているが、平成 23 年度において、江東区リサイクルパークではなく中間処理委託

業者 A 社にペットボトルを搬入した事実は無かった。搬入先の変更を行わないと決定した時点で、4月まで遡って単価の変更契約を行うべきであったと思われる。所管課は、搬入先の変更は行わなかったが、10円はペットボトルの回収量を平準化するために行った、一部マンションの前日回収に係る対価として支払いを継続した、と主張しているが、前日回収によって契約している距離をどのくらい上回るのか、10円の値上げに見合うものなのか、などその妥当性を判断する資料は提出されなかった。

なお、ペットボトルの搬入先の変更が予定される場合には、4月からの古紙回収車両も含むすべての車種の単価に反映するよりも、搬入先を変更した車の台数のみを変更する契約とすべきではないかと考える。その場合にも、見積書に基づき、単価を上げる必要があるのか、上げるとするならばいくらが妥当かを十分に検討していく必要がある。

<意見事項 14> 資源の回収業務の契約単価の算定方法

現在、契約単価は、前年度の単価を基に、雇上単価の動向を参考にし、その他特に考慮しなければならない要因を反映させて決定している。そして、契約当初は、雇上単価等がベースとなって算定され、現在も江東リサイクル協同組合からは、雇上単価と同額の単価設定を求め値上げの要請がある。

担当者によれば、平成 19 年度以降は、雇上単価よりも契約単価が約 2,000 円低い状況となっているとのことであったが、区は雇上会社ではなく、江東リサイクル協同組合と契約しているのであり、また、本契約は特命によって行われ、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、同組合から見積書を入手し、それを精査し単価の交渉を行っていくべきではないかと考える。現在も見積書を入手しているが、記載されているのは最終的な単価のみである。本来、見積り額は、積算の上決定されるべきものであり、詳細な見積書を入手し検討していく必要がある。

③ 配車台数の適正性について

平成 21～23 年度の曜日別古紙回収量の推移、配車台数は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

<表Ⅲ-1> 平成21～23年度の曜日別古紙回収量の推移、配車台数

曜日	平成21年度	平成22年度		平成23年度		配車状況	
	回収量 (kg)	回収量 (kg)	前年比 (%)	回収量 (kg)	前年比 (%)	2トン車 (台)	軽小型車 (台)
月	1,045,470	993,190	95.0	981,420	98.8	11	2
火	1,362,960	1,316,160	96.6	1,257,480	95.5	11	2
水	862,760	816,320	94.6	796,490	97.6	8	2
木	828,960	821,320	99.1	783,600	95.4	9	2
金	1,155,070	1,114,300	96.5	1,050,670	94.3	8	2
土	881,380	813,400	92.3	744,680	91.6	9	2
合計	6,136,600	5,874,690	95.7	5,614,340	95.6		

平成21～23年度のびん・缶・ペットボトル・発泡トレイ・発泡スチロールの回収量の推移は以下のとおりである。

<表Ⅲ-2>

		平成21年度	平成22年度		平成23年度	
		回収量 (kg)	回収量 (kg)	前年比 (%)	回収量 (kg)	前年比 (%)
びん	生きびん	89,603.2	78,992.4	88.2	73,522.8	93.1
	カレット	4,286,270.3	3,912,332.4	91.3	4,060,879.2	103.8
	計	4,375,873.5	3,991,324.8	91.2	4,134,402.0	103.6
缶	アルミ	516,409.5	517,642.1	100.2	507,124.0	98.0
	スチール	665,108.6	658,425.9	99.0	689,211.6	104.7
	計	1,181,518.1	1,176,068.0	99.5	1,196,335.6	101.7
ペットボトル	計	1,921,433.3	1,829,649.4	95.2	1,987,408.5	108.6
	総合計	7,478,824.9	6,997,042.2	93.6	7,318,146.1	104.6
発泡トレイ	計	182,576.8	189,851.1	104.0	199,870.9	105.3

Ⅲ. 監査の結果及び意見

平成 21～23 年度の 3 月における、曜日別の 1 日当たり平均回収量、配車台数は、以下のとおりである。

<表Ⅲ-3>

(単位 : kg)

曜日	回収品目	平成21年度 (3月)		平成22年度 (3月)		平成23年度 (3月)	
		1日当たり 平均回収量	台数 (台)	1日当たり 平均回収量	台数 (台)	1日当たり 平均回収量	台数 (台)
月	びん・缶・ペットボトル	19,811.8	30	20,985.9	30	20,525.8	31
	発泡トレイ	538.7	10	654.1	10	671.0	10
火	びん・缶・ペットボトル	22,259.8	31	22,275.0	31	22,619.7	32
	発泡トレイ	491.5	9	573.2	9	538.4	9
水	びん・缶・ペットボトル	18,816.3	27	18,757.8	27(4)	19,666.7	28(5)
	発泡トレイ	570.1	11	625.7	7(4)	621.6	6(5)
木	びん・缶・ペットボトル	17,303.1	25(1)	17,737.9	24(2)	18,418.2	27(1)
	発泡トレイ	179.8	9(1)	529.5	8(2)	524.4	9(1)
金	びん・缶・ペットボトル	25,992.2	3(32)	25,770.9	2(33)	29,029.5	4(33)
	発泡トレイ	591.2	2(32)	696.3	2(33)	751.7	2(33)
土	びん・缶・ペットボトル	21,627.0	31	20,714.2	31	22,783.7	31
	発泡トレイ	660.6	9	695.5	9	704.6	9

※ 台数欄の () の数値は、びん・缶・ペットボトルと発泡トレイの混載台数であり、外数である。

<意見事項 15> 資源の回収業務にかかる配車の適正化

平成 23 年度における古紙回収量は、平成 21 年度の回収量 6,136,600 kg に比べ 522,260 kg 減 (8.5% 減) の 5,614,340 kg となっている。また、曜日別に見ると、土曜日の回収量は、平成 21 年度の 881,380 kg に比べ 136,700 kg 減 (15.5% 減) の 744,680 kg となっている。

しかし、配車台数は平成 21 年度より変更されていない。搬入先と回収地域との距離や、回収地域の広さなどが異なるため、一概に回収量で配車の適否を判断することはできないが、定期的に配車台数の適正性を検討し、回収量の減少が続いている中で、可能な曜日については、台数を減らしていく必要がある。

びん・缶・ペットボトルの回収に対する配車は、増加傾向にある。平成 23 年度に限っては東日本大震災以降、水を購入する住民が増えたことから、ペットボトルの回収が増大し冬期においても回収量が以前ほど減少しない傾向となっているためである。

びん・缶・ペットボトルの回収に対する配車は、年度の途中においても配車台数を変更し、回収量の増大に対応しているが、今後も回収量の変動に留意し、むやみに配車台数を増大させることのないよう、より効率的な回収に向けて努力する必要がある。

2-2 容器包装プラスチックの回収業務について

(1) 概要

住民が家庭から排出する容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチックを、集積所より定期的に回収し、区の指定する場所に搬入する業務の委託を行っている。

容器包装プラスチックの回収は、平成 21 年 3 月より開始され、特命により東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約している。資源回収事業に含まれる平成 23 年度の委託料は、2 億 3,596 万円である。

作業内容は、集積所にて袋及びネットで排出された容器包装プラスチックの車両での回収、区が指定する搬入先（江東区若洲にある中間処理委託業者）への搬入である。

(2) 監査手続

契約単価の算定方法についてヒアリングし、単価の妥当性を検討した。また、各曜日の配車の状況を把握し、3 年間の回収量の推移、曜日別の回収量等と比較、検討し、配車台数の適正性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

① 契約単価の妥当性について

平成 21～23 年度までの 3 年間の契約単価（車両 1 台、運転手 1 名、作業員 1 名の 1 日当たり単価）は以下のとおりである。

<表Ⅲ-4>

(単位：円)

	規格	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小型プレス車	60kmまで 平日	71,599	70,539	70,539
小型プレス車	60kmまで 休日	85,911	84,819	84,819
軽小型貨物車	50kmまで 平日	39,942	41,674	41,674
軽小型貨物車	50kmまで 休日	49,507	51,628	51,628

※ 単価は税込の金額である。

単価は、車両部分（車両 1 台、運転手 1 名）については清掃事業における清掃協議会と雇上会社との契約単価（以下、「雇上単価」という）と同額としている。平成 22 年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成 23 年度からは同年度の雇上単価が予算編成時に決定していないこと及び契約先が雇上単価を知るのが 4 月以降であるため、前年度の雇上単価を適用することとした。

作業員 1 名の単価については、容器包装プラスチックの回収を開始した平成 21 年度においては、平成 19 年度の雇上単価の 20%増の単価とし、平成 22 年度は、平成 19 年度の雇上単価の 25%増の単価とした。平成 23 年度は、作業員雇上単価が平成 23 年

度の改定において平成 22 年度から据え置きであったため、平成 22 年度と同額としている。

作業員単価は、燃やすごみの回収が作業員 2 名であるのに対し、容器包装プラスチックの回収は 1 名であるため、熟練した作業員を継続的に配置する必要があり、先方と交渉の上、平成 21 年度は平成 19 年度の 20%増、平成 22 年度は 25%増の単価としたとのことであった。

単価決定後、見積書を入力しているが、見積書には各車両の 1 日当たり小型プレス車(60km 3 回作業)単価(運転手部分含む)、作業員単価が表示され、消費税を含めた合計が記載されているのみであり、それ以上の詳細な内訳は記載されていない。

<意見事項 16> 容器包装プラスチック回収業務の単価決定における適用年度の変更

現在、車両部分(車両 1 台、運転手 1 名)の単価については雇上単価を適用することとしており、この方法によれば、小型プレス車(平日)車両部分単価(税込)は平成 22 年度 52,059 円、平成 23 年度 51,009 円となる。しかし、平成 23 年度の単価は平成 22 年度と同額の 52,059 円となっている。これは、平成 22 年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成 23 年度からは 1 年前である平成 22 年度の雇上単価を適用することとしたためである。この変更の結果、決定単価は 52,059 円となり、従来より 1,050 円高く設定されている。

この変更は、平成 22 年度までの契約において、同年度の雇上単価を基にした見積書を入力する時期が遅れ、契約事務作業が 4 月以降にずれ込んでいたため、これを回避するために行われた。また、予算編成時には、前年度の雇上単価を基に予算要求しているため、同年度の雇上単価が前年度より高くなった場合には予算不足となり、年度途中で補正予算を組まなければならない、その不安を回避するため、とのことであった。

この変更理由が正当なものであるのか、すなわち、3 月中に見積書を入力することが本当に不可能なのか、予算不足に関する不安は回避すべきものなのか、について疑問が残るところである。なお、見積書が 4 月以降となるのは、契約先が雇上単価を知るのが 4 月以降であるため、との説明を受けた。いずれにしても、安易な変更は慎むべきであり、変更による影響を十分考慮した上で行う必要があったと考える。

<意見事項 17> 容器包装プラスチック回収業務の契約単価の決定方法

現在、契約単価の決定に際しては、契約先より見積書を入力しているが、実態は、車両単価(運転手部分含む)は雇上単価と同額、作業員単価は、前年度の単価を基に雇上単価を参考にして決定し、見積書はそれに合わせて提出させているに過ぎない。

しかし、本契約は特命によって行われているものであり、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、区で厳しく見積りを精査する必要がある。区では、本契約の契約先がごみの収集契約先と同じであり、ごみの収集時に使用する車両と同種車両を使

Ⅲ. 監査の結果及び意見

用することから、雇上単価と同程度の単価が妥当と考えている。しかし、本契約の契約主体は区であり、最終的には雇上単価と同程度の単価に設定されたとしても、積算に基づく見積書を入力し、妥当なものであるかを判断した上で決定していく必要があると思われる。

作業員部分の単価は、熟練した作業員が継続的に配置されることを前提として、雇上単価から割増しされているが、割増率の根拠となる客観的な資料は残されていない。

前述のとおり、今後詳細な見積書を入力し単価を決定する必要がある、その場合には、見積りの際に、通常の作業員の単価がどのようなモデル（従業員なのかアルバイトなのか、勤続何年目なのか等）を前提としているのかを明確にする必要がある。また、熟練した作業員とはどの程度の熟練度を想定しているのかによって、割増比率も変化するとと思われるため、区の要望も明確にし、割増比率が妥当であることを裏付けるよう留意する必要がある。

③ 配車台数の適正性について

仕様書には、回収予定数量は、日量 15 トン、使用車両台数は、小型プレス車 10 台、軽小型貨物車 1 台、ただし、区が必要と認めるときは、臨時車を配置し回収すること、と定められている。

月～土曜日まで毎日、小型プレス車 10 台が配車されており、平成 21 年度に容器包装プラスチックの回収を開始した当初に設定し、現在まで変更していない。小型プレス車 10 台の算定方法をヒアリングしたところ、以下のとおりであった。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{1 日当たり回収計画量} & & \text{1 台当たり積載量} & & \text{1 日の作業回数} \\
 15,000 \text{ k g} & \div & 500 \text{ k g} & \div & 3 \text{ 回} & = & 10 \text{ 台}
 \end{array}$$

平成 23 年度の月別回収量、1 日当たり平均回収量は、以下のとおりである。（単位：kg）

<表Ⅲ-5>

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
回収量	249,840	260,230	260,530	258,030	263,190	250,410
回収日数 (日)	26	26	26	26	27	26
1 日当たり 回収量	9,609	10,009	10,020	9,924	9,748	9,631

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
回収量	247,810	243,960	267,330	262,310	235,290	261,790	3,060,720
回収日数 (日)	26	26	26	24	25	27	311
1 日当たり 回収量	9,531	9,383	10,282	10,930	9,412	9,696	9,842

平成 23 年度の曜日別回収量、1 日当たり平均回収量は、以下のとおりである。(単位:kg)

<表Ⅲ-6>

曜日	月	火	水	木	金	土	合計
回収量	559,800	479,600	457,480	584,040	530,380	449,420	3,060,720
回収日数 (日)	51	51	52	52	53	52	311
1 日当 たり回収量	10,976	9,404	8,798	11,232	10,007	8,643	9,842

<意見事項 18> 容器包装プラスチック回収業務の配車台数の適正化

1 日当たりの回収量を見ると、年間平均で 9,842 kg となっており、仕様書で予定されている回収日量 15 トンを大きく下回っている。また、曜日別回収量を見ると、曜日によって 1 日当たり回収量は、8,643 kg～11,232 kg と差がある。

当初予定していた回収量を下回っているにもかかわらず、これまで配車台数の適正性について全く検証を行っていない。直ちに、現在配車している小型プレス車 10 台が適正なのか、過剰ではないのか、について十分検討すべきである。

また、曜日別に配車台数を変えることが可能にもかかわらず、現在は各曜日すべてに小型プレス車 10 台が配車されており、過剰な配置となっている曜日があるのではないかと推察される。搬入先（江東区若洲）と回収地域との距離や、回収地域の広さなどが異なるため、一概に回収量で配車の適否を判断することはできないが、曜日別に適正な配車を行っていく必要がある。

2-3 ペットボトル店頭回収業務について

(1) 概要

区内の契約店舗においてペットボトルを定期的に回収し、区の指定する場所に搬入する業務の委託を行っている。ペットボトルの店頭回収は、平成 9 年 4 月より開始され、平成 20 年 4 月から特命により東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約している。資源回収事業に含まれる平成 23 年度の委託料は、4,233 万円である。

区内を城東地区と深川地区に分け、それぞれ 1 台で回収している。各契約店舗への回収は週 3 回で、地区の中で契約店舗を、月、水、金の回収店舗と火、木、土の回収店舗に分け、回収している。回収したペットボトルは、区が指定する搬入先（江東区青海地先にある再生処理業者）に搬入する。

ペットボトルの店頭回収は、東京ルールⅢを具体化した方法として平成 9 年 4 月に開始されたものである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

＜東京ルールⅢとは＞（「東京都清掃事業百年史」から抜粋）

平成6年7月の清掃審議会中間答申において、「ごみ問題について最も厳しい立場におかれている東京が、その解決に向け、独自のルールや手法、いわば『東京ルール』を積極的に展開・確立すべき」との提言が行われた。これを受けて都は、「ごみ減量のための『東京ルール』を考える懇談会」を設置し、平成8年「東京ルール」として具体的提言と具体化の方策が提示された。

「東京ルール」は、3つのルールから構成されており、東京ルールⅢは、ペットボトルの回収のあり方に係る提言である。ペットボトルについて、ペットボトルの店頭回収システムを実施し、緊急対応策として、行政が店頭の回収拠点から中間処理施設までの運搬を暫定的に行い、販売事業者及び容器・内容物メーカー等の自主的な体制づくりに発展させていくことを提言した。

東京ルールⅢに関するそれぞれの基本的役割は次のとおりである。

①都民は分別を徹底し回収に協力し、②販売事業者は回収ボックスの設置、管理、回収品の保管等を含め分別回収を行い、③容器・内容物メーカーは、中間処理施設において、ペットボトルの圧縮・梱包等の中間処理と再商品化を行い、④行政は店舗等の回収拠点から回収されたペットボトルの中間処理施設までの運搬を暫定的に行う。

都は、平成9年4月、販売事業者に東京ルールⅢへの参加を求め、消費者の協力のもとに、ペットボトルの店頭回収という独自のシステムを開始した。

(2) 監査手続

契約単価の算定方法についてヒアリングし、単価の妥当性を検討した。また、配車の状況を把握し、3年間の回収量の推移、平成23年度の月別回収量等を比較、検討し、配車台数の適正性を検証した。更に、集積所において回収されているペットボトルと店頭回収されているペットボトルの回収運搬コストの比較を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 単価の妥当性について

平成19～23年度までの5年間の契約単価（車両1台、運転手1名、作業員1名の単価）は以下のとおりである。

＜表Ⅲ-7＞

(単位:円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新小型特殊車(平日)	68,691	68,365	68,449	67,389	67,389
新小型特殊車(休日)	78,995	78,624	81,658	80,566	80,566

※1 単価は税込の金額である。

※2 平成19年度は清掃協議会での雇上契約であり、平成20年度より区契約となっている。

単価は、車両部分（車両 1 台、運転手 1 名）、作業員部分ともに清掃事業における清掃協議会と雇上会社との契約単価（以下、「雇上単価」という）としている。平成 22 年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成 23 年度からは同年度の雇上単価が予算編成時に決定していないため、前年度の雇上単価を適用することとした。

単価決定後、見積書を入手しているが、見積書には各車両の 1 日当たり新小型特殊車（60km まで）単価（運転手部分含む）、作業員単価が表示され、消費税を含めた合計が記載されているのみであり、それ以上の詳細な内訳は記載されていない。

<意見事項 19> ペットボトル店頭回収業務の単価決定における適用年度の変更

現在、単価は雇上単価を適用することとしており、この方法によれば、新小型特殊車(平日)(税込)は平成 22 年度 67,389 円、平成 23 年度 66,339 円となる。しかし、平成 23 年度の単価は平成 22 年度と同額の 67,389 円となっている。これは、平成 22 年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成 23 年度からは、1 年前である平成 22 年度の雇上単価を適用することとしたためである。この変更の結果、決定単価は 67,389 円となり、従来より 1,050 円高く設定されている。

この変更は、平成 22 年度までの契約において、同年度の雇上単価を基にした見積書を入手する時期が遅れ、契約事務作業が 4 月以降にずれ込んでいたため、これを回避するために行われた。また、予算編成時には、前年度の雇上単価を基に予算要求しているため、同年度の雇上単価が前年度より高くなった場合には予算不足となり、年度途中で補正予算を組まなければならない、その不安を回避するため、とのことであった。

この変更理由が正当なものであるのか、すなわち、3 月中に見積書を入手することが本当に不可能なのか、予算不足に関する不安は回避すべきものなのか、について疑問が残るところである。なお、見積書が 4 月以降となるのは、契約先が雇上単価を知るのが 4 月以降であるため、との説明を受けた。いずれにしても、安易な変更は慎むべきであり、変更による影響を十分考慮した上で行う必要があったと考える。

<意見事項 20> ペットボトル店頭回収業務の単価の決定方法について

現在、契約単価の決定に際しては、契約先より見積書を入手しているが、実態は、雇上単価と同額に設定し、見積書はそれに合わせて提出させているに過ぎない。

しかし、本契約は特命によって行われているものであり、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、区で厳しく見積りを精査する必要がある。現在、雇上単価をそのまま適用しているが、雇上単価は参考に留め、積算に基づく見積書を入手し詳細に精査し、妥当なものであるかを判断した上で決定していく必要があると思われる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

② 配車の適正性について

仕様書によると、回収予定数量は 800 kg/日 とし、必要車両(予定) 台数として新小型特殊車の作業日数 313 日 年間合計台数 626 台と記載されている。すなわち、月～土曜日まで毎日 2 台を配置する仕様となっている。

平成 21～23 年度の回収量の推移は以下のとおりである。

<表Ⅲ-8>

(単位：kg)

	平成 21 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
	回収量	回収量	対前年比	回収量	対前年比
ペットボトル店頭回収	130,646	123,707	94.7%	117,983	95.4%

平成 23 年度の月別回収量、1 日当たり平均回収量は以下のとおりである。(単位：kg)

<表Ⅲ-9>

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
回収量	8,066	8,474	10,015	13,214	13,622	12,083
回収日数 (日)	26	26	26	26	27	26
1 日当 り回収量	310	326	385	508	505	465

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
回収量	10,134	10,057	9,745	7,930	7,090	7,553	117,983
回収日数 (日)	26	26	26	24	25	27	311
1 日当 り回収量	390	387	375	330	284	280	379

上記のとおり、回収量には季節的な変動があり、夏季と冬季では回収量にかなり差がある。そこで、8 月と 2 月の回収量について、より詳細に分析した。その中で、深川地区の火木土曜日回収の状況は、以下のとおりである。なお、回収重量は、搬入先での計量票に基づいている。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

<表Ⅲ-10>

<8月の回収状況> 回収店舗数欄の()の数字は、回収袋数がゼロであった店舗数である。

回収日 8月	回収店舗数 (店)	回収袋数 (袋)	回収重量 1回目 (kg)	回収重量 2回目 (kg)	総回収 重量 (kg)
2日	60(14)	150	190	70	260
4日	60(18)	93	110	50	160
6日	60(12)	141	190	50	240
9日	60(14)	168	220	110	330
11日	60(19)	130	180	140	320
13日	60(17)	146	210	100	310
16日	60(16)	200	220	120	340
18日	60(14)	121	130	80	210
20日	60(16)	110	140	60	200
23日	60(16)	135	170	40	210
25日	60(15)	111	140	70	210
27日	60(12)	115	170	60	230
30日	60(14)	149	210	80	290
合計		1,769	2,280	1,030	3,310
				1日平均	254.6

<2月の回収状況>

回収日 2月	回収店舗数 (店)	回収袋数 (袋)	回収重量 1回目 (kg)	回収重量 2回目 (kg)	総回収 重量 (kg)
2日	57(19)	68	80	40	120
4日	57(19)	71	80	40	120
7日	56(18)	74	100	50	150
9日	55(19)	58	70	40	110
11日	55(20)	60	90	30	120
14日	56(16)	73	110	60	170
16日	54(22)	58	70	30	100
18日	54(19)	77	90	30	120
21日	52(17)	74	90	50	140
23日	53(19)	62	70	40	110
25日	52(17)	57	80	40	120
28日	52(15)	70	100	40	140
合計		802	1,030	490	1,520
				1日平均	126.7

<意見事項 21> 不要な車両ルートについて

8月の回収状況を見ると、1回に最大220kgのペットボトルを運んでいる。すなわち、契約している新小型特殊車1台で少なくとも220kgを運ぶことができるということがわかる。

2月の回収状況を見ると、1日の回収量が220kgを下回っており、全店舗のペットボトルを回収して搬入先（江東区青海地先）に運ぶことが可能である。それにもかかわらず、必ず2回の計量が行われており、搬入先へ往復する車両ルートが不要と考えられる。この状況は、深川地区の月水金曜日の回収、城東地区の回収においても同様である。

ルートが決められており、回収店舗の中には「何時に必ず来てほしい」という店舗からの要望があるとのことであるが、回収量が少ない日にまで2回搬入しなければならない理由としては説得力に乏しい。1回の搬入で済むならば、現在よりも短時間で作業を終了することが可能であり、より効率的な回収を検討していくことができるため、是正すべきと考える。

<意見事項 22> ペットボトル店頭回収業務の回収体制の見直し

ペットボトルの1日当たり回収量を見ると、仕様書に書かれている1日当たり800kgを大幅に下回っていることがわかる。また、回収量には季節的な変動があり、平成23年度において、7月の1日当たり平均回収量が508kgであるのに対し、3月は280kgとなっている。それにもかかわらず、1年間を通して月～土曜日まで毎日2台が配車されている。

回収状況を見ていくと、回収した袋数がゼロの店舗も多数存在しており、現在の1年を通して週3回必ず回収に出向くという体制が非効率なものとなっている。毎回、多量のペットボトルが回収されている店舗はごく一部であり、季節的な変動も大きいため、既に意見事項として述べた不要な車両ルートを是正するだけでなく、回収体制を抜本的に見直す必要があると考える。回収頻度を現状よりも下げることが可能な店舗は多数存在すると思われる、また、冬季には更に回収頻度を下げても特に問題にならないと思われるので、より効率的な回収に向けて十分検討する必要があると思われる。

<意見事項 23> ペットボトル店頭回収業務の作業日報について

仕様書において、作業日報を毎日、区に提出することと定められているが、回収店舗が記載され回収袋数を記入した表は入手しているものの、作業担当者、作業開始時間、終了時間が記載された作業日報は無い。そのため、誰が責任を持って作業を行ったのか、作業時間は何時間だったのかについて、把握できない状況である。作業時間については、回収体制を検討する際にも重要な要素となる事項であり、作業日報の改善が望まれる。

③ 回収運搬コスト比較

平成 22 年度におけるペットボトルの集積所回収と店頭回収の回収運搬コストを比較すると、以下のとおりであった。

<表Ⅲ-11>

平成22年度	回収運搬コスト (千円)	回収量 (kg)	1 kg 当たり回収 運搬コスト (円)
集積所回収	138,361	1,829,649	75.6
店頭回収	42,202	123,707	341.1

<意見事項 24> ペットボトル店頭回収の継続について

ペットボトル店頭回収の回収運搬コストは、集積所回収に比べ非常に高いものとなっている。それ故に、店頭回収を終了する選択もあると思われるが、平成 12 年度の清掃事業移管時に 23 区統一で引き継いだため、現状では終了できない、とのことであった。ただし、現在、23 区全体としても東京ルールⅢの今後について検討に入っており、江東区からは、23 区で構成する検討組織において回収を終了したい旨を伝えているとのことである。

江東区単独では決定できない事項であり、しばらくは回収を継続するしかない状況から考えると、当面はいかにコストを削減して回収するかが重要であり、必要最低限の配車にとどめるよう各店舗と協議し継続していく必要がある。

2-4 蛍光管の回収業務

(1) 概要

家庭から燃やさないごみとして排出される使用済み蛍光管を、区内電器店等 39 店舗、区施設 12 箇所に設置する回収ボックスで回収し、リサイクルを図っている。

廃蛍光管等回収業務等委託契約(以下、「回収業務契約」という)は、区の関連施設や蛍光管リサイクル事業に協力する区内の電気店等で家庭から排出された使用済み蛍光管を回収し、保管場所（江東区清掃事務所旧白河庁舎）へ運搬し、選別する業務を、東京都環境衛生事業協同組合江東支部へ委託している契約である。資源回収事業に含まれる平成 23 年度の委託料は、821 万円である。

廃蛍光管等運搬業務委託契約(以下、「運搬業務契約」という)は、区の関連施設や蛍光管リサイクル事業に協力する区内の電気店等から回収した使用済み蛍光管を、保管場所から処理施設（埼玉県）へ運搬する業務を、東京都環境衛生事業協同組合江東支部へ委託している契約である。資源回収事業に含まれる平成 23 年度の委託料は、100 万円である。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(2) 監査手続

契約単価の決定方法についてヒアリングし、単価の妥当性を検討した。また、収集実績報告書等を入手し、回収、運搬方法等の適正性について検証した。

(3) 監査の結果及び意見

① 契約単価の妥当性について

回収業務契約における、平成 19～23 年度までの 5 年間の契約単価（1 回当たり）は以下のとおりである。

<表Ⅲ-12>

(単位：円)

□	平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		前期	後期			
平日単価	45,091	44,850	45,218	45,080	48,530	48,530
休日単価	—	—	—	52,680	57,180	57,180
臨時単価	—	5,280	5,280	5,260	5,260	5,260

※ 単価は税抜の金額である。

契約単価は、先方より見積書を入手し決定している。契約書、仕様書には、記載されていないが、見積書を見ると、上記の単価は、2 トン車 1 台（運転手含む）、作業員 1 名、一時保管場所諸経費の合計単価となっている。

平成 22 年度において、平日単価 3,450 円、休日単価 4,500 円が値上げされている。これは、回収ルートが 4 ルートから 3 ルートに変更することにより、1 日の回収店舗数が増えるため、作業員平日単価を 3,000 円（14,000 円から 17,000 円）値上げしたものである。なお、一時保管場所諸経費は、車両単価、作業員単価の合計の 15% で計上されているため、450 円（3,000 円×15%）が値上げされ、合計 3,450 円が値上げされている。作業員休日単価は、平日単価の 35% 割増に設定されており、作業員単価 4,050 円（18,900 円から 22,950 円）と一時保管場所諸経費 450 円（平日と同額）の合計 4,500 円が値上げされている。

運搬業務契約における、平成 19～23 年度までの 5 年間の契約単価（1 回当たり）は以下のとおりである。

(単位:円)

規格	平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		前期	後期			
2トﾝ車・作業員1名	30,510	44,550	44,870	44,750	47,750	47,750

※ 単価は税抜の金額である。

契約単価は、先方より見積書を手入れし決定している。平成22年度において、契約単価が3,000円(14,000円から17,000円)値上げされた。見積書を見ると、作業員単価部分が値上げされている。

<指摘事項2> 運搬業務契約における不適切な値上げ

平成22年度において、運搬業務契約の作業員単価が3,000円(14,000円から17,000円)値上げされたが、全く根拠の無い値上げであることが判明した。回収業務契約において、作業員単価が3,000円値上げされており、これに伴い、作業内容等全く変更が無い運搬業務においても値上げしたものと推察される。

当該契約は、特命により東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約しているが、特命契約とするならば、単価の決定にあたり、厳しい目で見積書の内容を吟味し、区民にも説明できるよう客観的な根拠をもって算出することは当然のことである。このような当然の処理が行われず、値上げが実施されたことは問題であり、改善が必要である。

<意見事項25> 蛍光管の回収業務契約における値上げの妥当性について

平成22年度において、回収業務契約の契約単価を上げているが、作業員単価の値上額3,000円(14,000円から17,000円)の妥当性について、検証することができなかった。区は、回収実績報告書を手入れしているが、そこには作業開始時間、終了時間が記載されておらず、実際に平成21年度までは何時間を要していた作業なのか、平成22年度以降何時間作業時間が増加したのかが把握できなかった。見積書にも、1名という記載のみで時間の記載は無い。値上げ後、勤務時間を超過して行われているという話は聞いていないとのことであり、値上額の妥当性に疑問が残るところである。参考ではあるが、平成23年度の資源回収業務委託契約における作業員平日単価は12,340円、ペットボトル店頭回収業務委託契約における作業員平日単価は14,600円である。ペットボトル店頭回収業務委託契約は、東京都環境衛生事業協同組合江東支部との契約であり、回収業務契約と同じ委託先である。

単価の決定にあたっては、詳細な見積書を手入れし内容を吟味した上で、先方と交渉の上決定すべきであり、先方からの見積書の金額について様々な視点からの検証がないまま適用することがあってはならない。ましてや、値上げが必要なのであれば、客観的な

根拠に基づき行われるべきものである。平成 22 年度の値上げであれば、作業員の執務時間が何時間から何時間に増加するのか、が重要であると思われる。

今後、回収実績報告書に作業員の作業開始時間、終了時間の記載を行うと同時に、来年度の契約に向けて、現在の作業員単価が妥当であるか否かの検証を早急に行う必要があると考える。

② 回収方法の適正性について

回収委託契約において、運転手 1 名のほかに作業員 1 名が配置され、回収店舗等を 3 ルートに分け、月曜日 16 店舗、水曜日 18 店舗、金曜日 19 店舗（平成 24 年 3 月現在）をまわり回収し、保管場所（江東区清掃事務所旧白河庁舎）まで運搬している。

運搬委託契約において、運搬の実施は、保管場所に集まった廃蛍光管等の量に応じて区が決定している。運転手 1 名のほかに作業員 1 名が配置され、保管場所において積込みを行い、処理施設（埼玉県）まで運搬している。

<意見事項 26> 蛍光管の回収方法について

回収委託契約において、現在、週 3 回、必ず月、水、金曜日に回収しており、その曜日が祝日であっても回収しているため、祝日の場合、休日単価を支払って回収している。祝日については、年度初めに把握ができるのであるから、回収日が祝日と重なった場合には、1 日前か後ろに回収日をスライドさせる日程を組み、先方に通知すれば、休日単価を支払う必要がないのではないかと考える。

また、作業員 1 名が配置されているが、運転手のみで回収が可能か否か検討すべきではないかと考える。荷下ろし、分別作業に人手が必要であれば、その際にのみ作業員を雇うことも検討する必要がある。

更に、日々の回収量、回収時間等を参考に、車両タイプ、回収頻度が適正であるか検証し、過剰な車両配置とならぬよう留意する必要がある。

<意見事項 27> 蛍光管回収業務の作業員の配置について

運搬業務契約において、作業員 1 名が配置されており、保管場所において積込みを行った後、車両に運転手と共に乗り処理施設まで行き、荷下ろしを行った後戻ってくるのが 1 回の作業となっている。作業員 1 名の配置が必要か否か疑問であったためヒアリングしたところ、保管場所には、フォークリフトがないため運転手と共に積込む必要があるとのことであった。処理施設にフォークリフトがあるのであれば、積込む際にパレットに積み、作業員が同乗する必要はないのではないかとと思われる。積込みも運転手のみで行うのが理想ではあるが、無理であるならば積込みの時間のみ作業員を雇うという選択もあると思われ、コスト削減のために様々な方法を検討していく必要がある。

2-5 東京都環境衛生事業協同組合江東支部との契約事務について

(1) 概要

容器包装プラスチック回収業務委託契約、ペットボトル店頭回収業務委託契約、廃蛍光管等回収業務等委託契約、及び廃蛍光管等運搬業務委託契約において、特命により東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約している。

(2) 監査手続

各契約について、契約関係書類を入手、業者推薦書等を閲覧し、経緯等についてヒアリングし検討した。

(3) 監査の結果及び意見

各契約は、「清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者（雇上会社）に関わる覚書」（資料5）の見直しに関する協議について、「確認書」（平成17年11月）が交わされ、東京二十三区清掃協議会の管理執行事務で行っている清掃車両の雇上契約のうち、資源及び粗大ごみの収集、運搬に関する契約について、平成18年度以降、各区の判断で各区による契約とすることができること、新たに各区契約とする場合は、当分の間、雇上会社もしくは雇上会社で構成する団体との契約とすること、が確認されたため、江東区に配車されている雇上業者で構成されている東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約しているものである。

容器包装プラスチックの回収業務は、平成21年3月より開始したものであるが、それ以前は不燃ごみとして回収していたものを資源として回収することとしたため、新規の資源回収業務ではなく、上記「確認書」で交わされた各区契約への変更に該当する。

<意見事項 28> 特命契約の継続について

各契約とも、「確認書」が存在する限りは、東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約を締結するしかないことは十分承知しているところであるが、今後も長期に亘り、競争原理の働かない閉鎖的な状況を継続していくことが、区民のためとなるのかどうか、疑問を感じるところである。

「確認書」には、「当分の間」と書かれているが、その期間は不透明であり、今後、部分的にでも「確認書」の見直しがなされるよう、区としても働きかけていく必要があるのではないかと考える。

2-6 容器包装プラスチックの中間処理業務

(1) 概要

平成 21 年 3 月より容器包装プラスチックの集積所回収を開始し、回収した容器包装プラスチックは、異物除去・圧縮梱包する中間処理を経てリサイクルを図っている。リサイクル開始当初、中間処理業務は、千葉県市川市にある A 社と契約をしていたが、平成 21 年 10 月 1 日より主に自区内処理の観点より、江東区若洲にある B 社に契約を変更し、契約を継続している（プラスチック製容器包装資源化業務委託契約）。資源回収事業に含まれる平成 23 年度の委託料は 1 億 2,855 万円である。

所管課である清掃リサイクル課は、直接、委託先である B 社に対する実地調査は行っていないが、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協会」）が実施するプラスチック製容器包装ベール品質調査に立会い、評価を受けており、過去 3 年度における最終品質判定は以下の通りであり、再商品化には支障が無いものとの判定を受けている。

（出所：プラスチック製容器包装ベール品質評価記録書（平成 21~23 年度））

品質判定	評価ランク(*)	汚れ・破袋度	容器包装比率	禁忌品
	判定ランク（平成 23 年度）	B	A	D
	判定ランク（平成 22 年度）	A	A	A
	判定ランク（平成 21 年度）	A	A	D

* ランク判定の説明は以下の通り。

「汚れ・破袋度」「容器包装比率」...A, B, D の 3 ランク

A：再商品化に支障が無いので、引き続き品質の維持をお願いする。

B：再商品化に支障が生じる場合があるので、A ランクを目指した品質向上をお願いする。

D：著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村・一部事務組合に改善計画の立案と実行をお願いする。改善の進捗を確認するため、再度品質調査を行う。

「禁忌品」...A, D のみ。危険品と医療廃棄物の混入が無ければ A、いずれかあれば D

D ランクの場合は、市町村・一部事務組合に改善をお願いする。ただし、通常においても混入が多く、協会が必要と認めた場合は再度の品質調査を行う。

(2) 監査手続

プラスチック製容器包装資源化業務委託契約の契約事務について、契約関係書類を入手して検討し、単価の決定方法等についてヒアリングを行った。

(3) 監査の結果及び意見

プラスチック製容器包装資源化業務委託は、平成 21 年 10 月 1 日より、江東区若洲に本社を置く、B 社と特命随意契約により業務委託を開始し、平成 21、22 年度は処理単価 36 円/kg、平成 23 年度以降は処理単価 40 円/kgにより、毎年契約を更新し、平成 23 年度の業者推薦書における同社との契約概要は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

【プラスチック製容器包装資源化業務委託の概要（平成 23 年度）】

件名	プラスチック製容器包装資源化業務委託
履行期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
設計金額	1 億 4,065 万円 ²
業者名	B 社
該当条項	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者推薦理由	当該業者は、東京都の一般廃棄物処理施設設置許可を有し、かつ本区の収集する容器包装プラスチックの処理能力を十分に持っている。 また、容器包装リサイクル法により、本区が収集した容器包装プラの引渡しは、選別・圧縮した上で、主務大臣の指定する「指定保管施設」で行わなければならない。当該業者の施設は、本区容プラの平成 23 年度指定保管施設」として、東京都を通じて主務大臣あて申請し、指定されている。 このため、当該業者を特命し契約締結することといたしたい。

容器包装プラスチックのリサイクルは、平成 21 年 3 月 30 日に開始しているが、リサイクル開始当初は、A 社に 37 円/kg で同処理を委託しており、同年 10 月 1 日に B 社へと業者変更をしている。その変更経緯の概要は、清掃リサイクル課より、以下の通りであると伺っている。

区には、資源はできる限り、区内で処理をしたいという自区内処理の原則の考え方がある。しかしながら、リサイクル開始時点では、区内に、区の収集する容器包装プラスチックの処理能力を十分に持っている処理施設は存在しなかったとのことである。そのため、開始当初は、比較的近隣の千葉県習志野市に施設がある A 社に対して業務委託を行っていた。他の業者候補先として、容リ協会の品質調査で「A 判定」を受けることができる品質を確保できること、近隣の業者であること（距離が遠くなると一般的に処理経費が高くなるため）等の条件による絞り込みを行ったところ、近隣に有力な候補先はなく、「自区内処理の原則の考え方」と区内で一般廃棄物処理施設設置許可を唯一取得していることから、B 社が最善であるとの判断をしたとのことである。

B 社は、江東区の容器包装プラスチックの中間処理を想定して、平成 21 年 5 月には区内で唯一、一般廃棄物（家庭ごみ）処理の施設設置許可を取得する等の準備を行い、体制が整った平成 21 年 10 月より、同社の施設「リサイクルポート」での業務を開始している。

<意見事項 29> 容器包装プラスチック中間処理業者 B 社との契約について

業者推薦書の業者推薦理由を見る限りにおいては、同社は区が必要とするプラスチック製容器包装資源化業務を受託する能力を備えていることはうかがえるが、同社以外に

² 設計金額は支払予定額であり、決算額は 1 億 2,855 万円。40,000 円/t の単価契約。

も複数の業者が選択肢としてあるように読める。しかしながら、容器包装プラスチックの選別・圧縮に関して、現状では、区内で一般廃棄物処理施設の設置許可を有している業者は、B社のみであるとも伺っている。もしそうであれば、推薦理由には特命とした理由がわかるように、判断基準を明確に記載するべきではないかと思われる。一旦、曖昧な特命理由のままに契約締結がなされると、次期の契約の際にも、前年の内容が安易に踏襲され、当初の特命時と状況に変更があっても、検討がなされずに放置されるリスクがある。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないように、自区内で唯一「一般廃棄物処理施設設置許可」を有している等の特命理由を明確にするべきではないかと思われる。

また、同社との契約に関しては、契約開始当初、処理単価 36 円/kg であったものを平成 23 年度より処理単価 40 円/kg に値上げしているが、その理由は、同社の見積りに対して、他の地方自治体の契約単価等と比較考量した結果、値上げに応じたものであるとのことである。この点については、引き続き価格不利益を被ることがないよう積算指標や価格相場に基づき、年度毎に交渉を行うことが望ましいと思われる。

2-7 発泡トレイ・発泡スチロールのリサイクル業務

(1) 概要

平成 19 年 5 月より、発泡トレイのモデル回収事業として、発泡スチロール製食品トレイ（発泡トレイ）を、区役所、出張所、文化センターなど 12 箇所の区内施設で拠点回収として実施し、再生処理業者へ搬入していたが、平成 21 年 3 月 30 日の分別変更に伴い、拠点回収から集積所回収に変更し、発泡トレイのほか、発泡スチロールの回収も開始した。

平成 22 年度からは、再生処理業者を変更し、潮見の清掃事務所内施設であるエコミラ江東へ搬入する形で再生処理を行っている。エコミラ江東での再生処理業務は、NPO 法人地球船クラブが行っている。

以下は、エコミラ江東において、発泡トレイ・発泡スチロールをペレット化するまでの流れの概要である。

【エコミラ江東における再生処理（ペレット化）の流れ】

<p>① 収集された発泡トレイ、発泡スチロールは入り口近くに保管される。</p> 	<p>② 発泡トレイ、発泡スチロールを手作業で選別する。</p> 	<p>③ 選別された発泡トレイ、発泡スチロールを破砕機に投入する。</p> 
<p>④ 細かく刻まれた発泡材はペレタイザーに投入される</p>  <p>→</p> 	<p>⑤ 加熱処理をした後急速冷却してペレット化（上）ペレットにならない廃棄物（下）</p>  <p>→</p> 	<p>⑥ ペレットは袋詰めにして保管される。</p>  <p>→</p> 

(2) 監査手続

清掃リサイクル課長及び係長同行の下、平成 24 年 11 月 15 日に現地調査を行い、再生処理施設の状況及び事業内容の概要の説明を受けた(エコミラ江東側は事務局長及び顧問会計事務所のスタッフが対応)。

(3) 監査の結果及び意見

① モデル事業への区の対応

江東区は平成 21 年 3 月 12 日付で、NPO 法人地球船クラブ（以下、「地球船クラブ」）との間で、「発泡スチロールリサイクルモデル事業」を共同して実施するために覚書を締結している。

本覚書によれば、モデル事業の目的は「地球温暖化の防止に向け、地球船クラブと共

同じ発泡スチロールのリサイクルシステムを区内に構築し合わせて、この事業を通じて障害者の社会参加を促すとともに、未来を担う子ども達の環境学習につなげていくこと」であり、モデル事業の主な内容としては、「①発泡スチロールのペレット化、②知的障害者雇用の創出、③環境学習機会の創出、④その他必要な事項」としている。

本モデル事業の期間は「平成 25 年 3 月 31 日まで」とされており、区の担当者より、実際は、地球船クラブが本事業を開始した平成 22 年 4 月開始以降の 3 事業年度がモデル事業期間に該当すると伺っている。覚書によると、「平成 25 年 4 月 1 日以降については、モデル事業の成果を検証しつつ、区、地球船クラブが協議し本格的な取組を推進していく」とあり、モデル事業の成果の検証期間については、すでに 2 事業年度が経過した状態である。

<意見事項 30> モデル事業評価のタイミングについて

本モデル事業を評価する担当部署は清掃リサイクル課であるが、本包括外部監査における調査時点において、地球船クラブの過去 2 事業年度及び現在までにおける事業状況、例えば、モデル事業の主な内容として定められる「①発泡スチロールのペレット化、②知的障害者雇用の創出、③環境学習機会の創出、④その他必要な事項」について地球船クラブの決算書を入手しておらず、モデル事業に関連する決算数値を把握していなかった。

モデル事業の成果の検証に関する手法や期間等は本覚書に明文化はされていないが、モデル事業期間の期限である平成 25 年 3 月 31 日までは半年未満である。その検証された成果内容により事業継続の可否がなされることを鑑みれば、現時点までにも、事業内容に関する実績数値については毎年度ごとに相当程度を把握しておくことが望ましい。

<意見事項 31> エコミラ江東の再生処理内容の確認の必要性について

区は、エコミラ江東に対して、平成 22 年度は 190t、平成 23 年度は 200t の発泡トレイ及び発泡スチロールを収集・運搬している。

エコミラ江東は、国内での資源の再利用を原則としており、主にペレット化した商品を、トレイ製造等に売却し、再生トレイや断熱材、おもちゃ用プラスチック等として再利用されるとのことである。区は、容器包装リサイクル法の概念では、回収した資源を再商品化の原料とするまでがリサイクルであると考えているとのことであるが、清掃リサイクル課担当者に質問を行ったところ、区は、エコミラ江東で、発泡トレイ・発泡スチロールが再商品化の原料となった実績値を把握していなかった。

この点、覚書には、再生処理品の確認手続きについて何も定めが無いが、当事業については、元々、他の 23 区と比較しても独自の処理を自ら進めたものであることを鑑みれば、事業目的に沿った再生処理が行われているかどうか確認し、その状況を開示することが望ましいと思われる。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

② 開示決算書について

地球船クラブは、エコミラ江東に関する事業を「就労支援」事業として、他の事業と区分した決算報告書を作成している。以下は、同決算報告書による「就労支援」事業の平成23年3月期及び平成24年3月期における事業活動収支計算書の要約である。

<表Ⅲ-13>

(出所：事業活動収支計算書)

(単位：千円)

勘定科目	平成23年4月1日 平成24年3月31日	平成22年4月1日 平成23年3月31日	備考
就労支援事業収入	18,621	11,010	ペレット売却代金
就労支援事業支出	-42,313	-45,762	
利用者工賃	-11,187	-12,393	
就労支援事業指導員等給与	-6,120	-6,393	2名分
外部外注加工費	-1,362	-3,458	臨時作業員等手当
水道光熱費	-4,281	-3,786	
租税公課	-2,853	-3	固定資産税
減価償却費	-9,980	-11,736	
その他	-6,531	-7,992	
就労支援活動収支差額	-23,692	-34,751	
運営費収入	-	8,600	支援事業者からの協力金
経常経費補助金収入	9,892	4,612	障害者雇用の助成金
寄附金収入	939	437	
雑収入	331	3	
国庫補助金等特別積立金取崩額	2,466	2,622	
人件費支出	-2,313	-2,443	
福祉事業活動収支差額	11,314	13,831	
事業活動外収支差額	-483	-312	
経常収支差額	-12,861	-21,232	
施設整備等補助金収入	-	45,000	
国庫補助金等特別積立金積立額	-	-45,000	
当期活動収支差額	-12,861	-21,232	

本事業の役割分担として、①区民はトレイ等の分別、②行政は区民が使用するトレイ等の回収運搬、③NPOは施設の建設、運営及び知的障害者の雇用等、④支援企業はペレットの購入、運営にかかわる社員の派遣等を行っている。

通常、発泡スチロール及び発泡トレイは、「容器包装プラスチック」の一品目として収集されるものであるが、江東区は、23区では唯一、資源回収時に「発泡トレイ、発泡スチロール」の分別を要求しており、収集された発泡トレイ、発泡スチロールは、エコミラ江東へと運搬される。区は、平成23年度は、当該収集・運搬業務のために1億1,508万円を支出している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

同施設の従業員は 16 名（事務・機械操作等 5 名、作業 11 名（知的障害者）。障害者雇用率 約 69%。うち企業からの出向者は 4 名（人件費は出向元負担））であり、東京都障害者優良雇用企業として、平成 24 年 3 月に登録されている。

今後の展開としては、①再生処理工場として、補助金なしでの事業運営とその継続、②知的障害者が独立して、健常者と同じように働くことができるための施設となることを目標としているとのことである。

現在は年間約 260 t（江東区収集分 200t、区内スーパー48t（約月 4t）、墨田区 12t（約月 1t））の再生処理を行っているが、処理能力としては年間 480-600t（月 40-50t）の処理を行うことが可能であるとのことである。

また、特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に、前事業年度の実績の有無に関わらず事業報告書等の書類を所轄庁に提出しなければならない。この点、エコミラ江東の事業は平成 22 年 4 月より開始しており、地球船クラブは、同事業に係る平成 22 年度決算報告書を「就労支援」事業として、他の事業とは分離して決算報告書を作成している。平成 22 年度の事業報告書の中には、「2 事業の実施に関する事項 (1) 特定非営利活動に係る事業」として、以下の記載をしている。

（出典：特定非営利活動法人 地球船クラブ 平成 22 年度の事業報告書）

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	収支計算書の事業費の 金額（単位：千円）
自然環境保護事業	廃プラスチックリサイクル事業	(A)22.4~23.3 (B)東京都江戸川区 (C)3名	(D)江東区民 (E)不特定多数	0 就労支援事業会計の資金収支計算書

*事業の実施場所が「江戸川区」となっているが、提出書類の誤記載であり、正しくは江東区である。

<意見事項 32> エコミラ江東の開示決算書について

移管後の所轄庁である東京都において、地球船クラブの事業報告書等の閲覧を行ったところ、「事業報告書」に記載される「就労支援」事業の決算報告書である「就労支援事業会計の資金収支計算書」の平成 22 年度分が、所轄庁が保管する閲覧資料には含まれていなかった。

その理由について、区を通して、エコミラ江東事務局長に質問したところ、平成 22 年度決算資料については、内閣府に提出しており、その中で、廃プラスチックリサイクル事業を報告し、収支計算書も提出しているとのことであり、所轄庁で保管されていない理由は不明である。（地球船クラブは監査実施時点で東京都に対して再掲載を依頼中）

同事業は不特定多数の江東区民を受益者として実施することで、特定非営利活動としての公益性を認められるものであることを考えると、その事業内容については十分な開示がなされるべきであり、区としても、その開示状況を確認しておくことが望ましかつ

たのではないかと思われる。なお、平成 23 年度の事業報告書等については、「就労支援」事業に係る決算報告書を含めた事業報告書等を提出している³。

2-8 容器包装プラスチック及び発泡トレイ等のリサイクルについて

(1) 概要

区は、平成 21 年 3 月より、容器包装プラスチック、発泡トレイ・発泡スチロールの集積所回収を開始した。「一般廃棄物処理基本計画」において、容器包装プラスチック・発泡トレイ等の処理原価が発生する一方で、温室効果ガスの削減効果につながり、地球温暖化防止に寄与していると、その意義を説明し、さらに、同基本計画には、詳細として、以下の記述がある。

「容器包装プラスチック及び発泡トレイ・発泡スチロール容器包装プラスチック及び発泡トレイ・発泡スチロール 1 kg を集積所回収した場合には、燃やすごみとして処理した場合に比べて、それぞれ 2.445 kg、3.619 kg の二酸化炭素が削減できます。

人口の伸び率を用いて推計した、平成 24 年度から平成 33 年度までの容器包装プラスチックと発泡トレイ・発泡スチロールの再資源化推計量を掛け合わせると、10 年間で削減できる二酸化炭素量は 82,682 t となります。この量は、80 年生のスギ林の森林面積に換算すると約 28 km²（都立木場公園約 117 個分の面積）、杉の木に換算すると 59 万本分の 10 年間の二酸化炭素吸収量に相当します。今後、古紙・びん・缶・ペットボトル等他の資源についても、温室効果ガスの削減効果を示していきます。

このように、一人ひとりの日々のごみ減量の取り組みが地球温暖化の防止に大きな成果をあげることも意識しながら、ごみ減量に取り組む必要があります。」

(2) 監査手続

他区の状況を把握し、発泡トレイ・発泡スチロール及び容器包装プラスチックに係る処理原価及び資源回収経費を分析した。

(3) 監査の結果及び意見

「一般廃棄物処理基本計画」には、「容リプラ・トレイ等」として、リサイクル品目別の処理原価及び資源回収経費が開示されているが、その計算基礎データとなる平成 22 年度の廃棄物処理原価計算帳票及び平成 22 年度資源回収事業の数値に基づき試算すると、

³ 特定非営利活動促進法（NPO 法）の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年 4 月 1 日から地球船クラブの所轄庁は内閣府から東京都へと移管されている。東京都の所轄認証法人及びその事業報告書等については、以下のウェブサイトより検索が可能であるが、移管がなされた法人については手続が遅れており、また検索することはできないとのことであった（平成 24 年 11 月 16 日現在）。東京都庁で閲覧することは可能である。

<http://www.npo.metro.tokyo.jp/>

Ⅲ. 監査の結果及び意見

発泡トレイ・発泡スチロール及び容器包装プラスチックに係る処理原価及び資源回収経費は以下のとおりである。

(出所：平成 22 年度廃棄物処理原価計算帳票)

	処理原価	資源回収経費
発泡トレイ・発泡スチロール	616,231 円 / t	117,084 千円
容器包装プラスチック	127,573 円 / t	326,436 千円

【上記数値の計算過程】

		発泡トレイ・ 発泡スチロール	容器包装 プラスチック	合計
需用費	A	716 千円	1,775 千円	2,491 千円
委託料	B	115,123 千円	361,156 千円	476,279 千円
小計	C=A+B	115,839 千円	362,930 千円	478,769 千円
人件費	(*1) D	1,203 千円	3,772 千円	4,976 千円
管理費配賦	(*1) E	42 千円	132 千円	175 千円
歳入	F	- 千円	40,398 千円	40,398 千円
経費合計 (=資源回収経費)	G=C+D+E-F	117,084 千円	326,436 千円	443,521 千円
回収量	H	190t	2,841t	3,031t
(単位当たり) 処理原価	I=G / H	616,231 円 / t	127,573 円 / t	146,328 円 / t

注記

平成 22 年度廃棄物処理原価計算帳票及び平成 22 年度資源回収事業（清掃リサイクル課＋清掃事務所）の数値に基づき試算。表示単位未満の端数処理は省略

(*1) 人件費及び管理費の「発泡トレイ・発泡スチロール」「容器包装プラスチック」への配賦は簡便的に小計（C 欄）の金額比で行っている。

品目別に見た場合、処理原価及び資源回収経費は共に相対的に高額であり、特に重量単位当たりの処理原価の高さは顕著である。ここで、「一般廃棄物処理基本計画」においては、「容リプラ・トレイ等」の処理原価が高くなっているが、資源化することにより温室効果ガスの削減につながり、地球温暖化の防止に寄与しているとしている。

容器包装リサイクル法において、発泡トレイ及び発泡スチロールはともに、「その他のプラスチック製容器包装」として分類されるものである。東京 23 区で、プラスチック製容器包装類を資源として分別回収している区は約半数である（「資料 6 東京 23 区の容器包装プラスチック処理方法比較」参照）。その中で、発泡トレイ及び発泡スチロールは、プラスチック製容器包装類としてまとめて回収しているのが、通常であり、発泡トレイ・発泡スチロールとして分別回収を要請しているのは、東京 23 区では江東区のみである。

<意見事項 33> 容器包装プラスチック・発泡トレイ等のリサイクルの情報開示について

地球温暖化の防止は、同じ地球上の有限な資源に囲まれて共生しなければならない人類にとって、重要と考える。しかしながら、その効果が目に見難く、数量的にも測り難いものであるがゆえに、施策の効果が明確にならないリスクを抱えやすいとの懸念もある。

この点、例えば、東京 23 区においては、全ての区が容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装を資源として分別回収している訳では無く、分別回収は区が選択した方法である。さらに区は、東京 23 区の中で唯一、容器包装リサイクル法において、「その他のプラスチック製容器包装」として分類される「発泡トレイ及び発泡スチロール」につき、独自の分別回収を行っている。これは、エコミラ江東において、NPO 法人が独自の資金で運営し、知的障がい者を雇用することでリサイクルと福祉を一体的に行うという、独自の取り組みを区が行っているため、エコミラ江東で処理する発泡トレイ等を他の容器包装プラスチックとは別に回収する必要があるためである。エコミラ江東の意義は理解するものの、発泡トレイ等を他のプラスチック製容器包装と別に回収することで、区にそれまでになかった多額の支出が生じていることは事実である。したがって、区としては、地球温暖化防止効果のみではなく、リサイクルの実施状況に関する透明性のある内容開示とともに、必要な財政支出であることとその意義を十分に説明することが望ましいと思われる。

2-9 リサイクル品目の処理原価と回収経費等

(1) 概要

区は、23 区で組織される廃棄物処理手数料改定検討会より、毎年、廃棄物処理原価の算定を要請されており、廃棄物処理原価計算帳票を作成し、送付している。江東区一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年度 3 月版）の 32 ページにおいて、リサイクル事業にかかるコストとして開示される平成 22 年度の「リサイクル品目の処理原価」は、当該計算に基づいたものである。

一方で、同ページには、「平成 22 年度ごみ・資源回収経費等」を開示している。「リサイクル品目の処理原価」は、「資源回収経費等」に、「人件費及び管理費の配賦額」並びに「減価償却費」を加算し、「歳入」を控除する考え方に基づいて作成されている。

(2) 監査手続

廃棄物処理原価計算帳票を入手し、ゴミ処理原価の計算方法の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

廃棄物処理原価計算帳票での計算を要約した原価計算表は以下のとおりである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

<表Ⅲ-14>

(出所：平成 22 年度廃棄物処理原価計算帳票)

(単位：千円)

	びん	缶	ペットボトル	古紙	容リ・トレイ	その他	小計	集団回収	合計
人件費 a	4,976	4,976	4,976	4,246	4,976	730	24,880	4,378	29,258
物件費 b	196,032	156,089	207,891	144,008	479,214	12,689	1,195,923	106,820	1,302,743
報償費	-	-	-	-	-	-	-	95,669	95,669
需用費	9,733	4,182	8,354	653	2,760	276	25,958	273	26,231
役務費	253	76	119	-	-	1,582	2,029	154	2,183
委託料	185,870	151,657	199,243	143,188	476,279	10,824	1,167,061	-	1,167,061
負担金補助及び交付金	-	-	-	-	-	-	-	10,680	10,680
小計A	195,857	155,914	207,716	143,841	479,039	12,682	1,195,048	106,775	1,301,823
管理費配賦額	175	175	175	167	175	8	875	45	920
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却費 c	17,659	5,313	8,283	-	-	-	31,255	-	31,255
歳入 d	1,613	91,324	29,410	42,723	40,398	10	205,478	-	205,478
経費合計 e=a+b+c-d	217,053	75,054	191,740	105,531	443,792	13,409	1,046,578	111,199	1,157,777
廃棄物量 f	3,991 t	1,176 t	1,953 t	5,889 t	3,031 t	30 t		15,845 t	
単位当たり原価 (円/t) g=e/f	54,386	63,822	98,177	17,920	146,418	446,951		7,018	

清掃リサイクル課の担当者より入手した、各リサイクル品目別の回収費用等の明細は、以下のとおりである。

(出所：平成 22 年度資源回収事業 (清掃リサイクル課+清掃事務所))

(単位：千円)

	びん・缶・ ペットボトル	古紙	容リ・トレイ			その他				合計
			容器包装 プラスチック	発泡 トレイ	小計	乾電池	蛍光管	古着	小計	
需用費	22,214	978	1,775	716	2,491	96	-	180	276	25,958
役務費	448	-	-	-	-	502	1,053	26	1,582	2,029
委託料	536,770	143,188	361,156	115,123	476,279	1,245	9,579	-	10,824	1,167,061
研修参加費負担金	99	-	-	-	-	-	-	-	-	99
小計	559,530	144,166	362,930	115,839	478,769	1,843	10,632	206	12,682	1,195,147
原価計算表小計A	559,487	143,841			479,039				12,682	1,195,048
差額	43	325			-269				-	99

注記

集団回収分については、原価計算表に示される通りであり、記載を省略している。

- *1 リサイクルパーク管理運営事業の経費は、「びん・缶・ペットボトル」の科目費目に含めている。内訳は需用費 10,710 千円、役務費 448 千円、委託料 91,157 千円、研修参加費負担金 99 千円
- *2 需用費には、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等が含まれる。
- *3 役務費には、通信費、運搬料等が含まれる。

<意見事項 34> リサイクル品目の処理原価と回収経費等の整合性について

各品目の処理のために支出した直接経費は、原価計算表における管理費配賦前の物件費 (小計A) の金額と整合性が保たれることが望ましいと考える。そこで、各リサイクル品目別の回収費用等の明細と金額の照合を行ったところ、合計約 10 万円の差異が見受けられた (内訳はびん・缶・ペットボトル) 4 万円、「古紙」33 万円、「容リ・トレイ」△27 万円)。

この原因について、清掃リサイクル課担当者に伺ったところ、後述するリサイクルパーク管理運営事業の経費に含まれる研修参加費負担金 10 万円は、「処理原価」には含まれないものと判断し、除外したことが原因ではないかとのことであった (品目毎の差額

発生原因については不明)。

研修参加費負担金を「処理原価」に含めない方法自体には合理性も認められるが、その場合には、「回収経費等」の金額にも含まれないと考えられ、やはり両者の間には整合性が保たれていることが望ましいと考える。

また、「処理原価」と「回収経費等」の相関関係については、開示される2つの表を見ただけではわかりにくく、「処理原価は回収経費等を単価で表したもの」であるように、誤解を招く可能性も高いと考えるため、両者の関係性の説明を注記することが望ましいと思われる。

<意見事項 35> 廃棄物処理原価計算の方法について

廃棄物処理原価計算は、清掃事務所及び清掃リサイクル課の双方が関わる部分もあり、適切な計算を行うためには、作業の漏れや重複が無いように、相互理解及び情報共有が重要であると思われる。しかしながら、清掃リサイクル課の担当者に伺ったところ、清掃事務所側で入力した数字の理解について曖昧な点が見受けられた。この点、計算結果に関わる数字を開示する以上、廃棄物処理原価計算を行う際の基本的考え方や原則、清掃事務所と清掃リサイクル課における役割分担と責任等について話し合い、文書化し、組織として開示数値を作成できる体制を構築することが望ましいと考える。

また、原価計算に際して、以下の項目については配賦計算を行っているが、その配賦方法の妥当性についても、管理方法に合わせて合理的な方法となるよう検討する必要がある。

- ・人件費
- ・管理費
- ・減価償却費（江東区リサイクルパーク分）
- ・びん・缶・ペットボトル間の費用按分
(江東区リサイクルパーク内で3種類を一括処理するため)

2-10 集団回収

(1) 概要

集団回収とは、回収実施団体（町会・自治体・子ども会・老人会・PTAなどのグループ）が、自分たちで決めた日時に家庭から出る資源を持ち寄り、独自に契約した資源回収業者に引き渡す資源回収形態である。区では、集団回収システムの支援・維持のために、集団回収団体支援事業と集団回収システム維持事業を行っており、平成23年度の予算現額と決算額は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要) (単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
集団回収団体支援事業	106,855	103,664	97.0%
集団回収システム維持事業	2,471	3	0.1%

集団回収団体支援事業は、平成4年7月の開始、集団回収を行っている団体に1kg当たり6円の報奨金と年間回収量に応じた加算報奨金を支給している。以下は、平成22、23年度における実施団体数、回収量、報奨金、加算報奨金の推移である。

<表Ⅲ-15>

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要)

	平成23年度	平成22年度
実施団体数	599 団体	587 団体
回収量	15,650,644 kg	15,845,030 kg
報奨金・加算報奨金	103,343 千円	106,368 千円

集団回収システム維持事業は、平成5年12月開始。市況の変動で回収業者が影響を受けないよう調整し、雑誌回収量に応じた奨励金を回収業者に支給するものである。以下は、平成22、23年度における支給対象業者の雑誌回収量及び奨励金の推移であるが、当奨励金は市価が一定価格を下回った場合に不利を受ける回収業者に支給するものであり、当該年度における支給はゼロとなっている。

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要)

	平成23年度	平成22年度
支給対象業者の雑誌回収量	3,330,060 kg	3,292,510 kg
奨励金	0 円	0 円

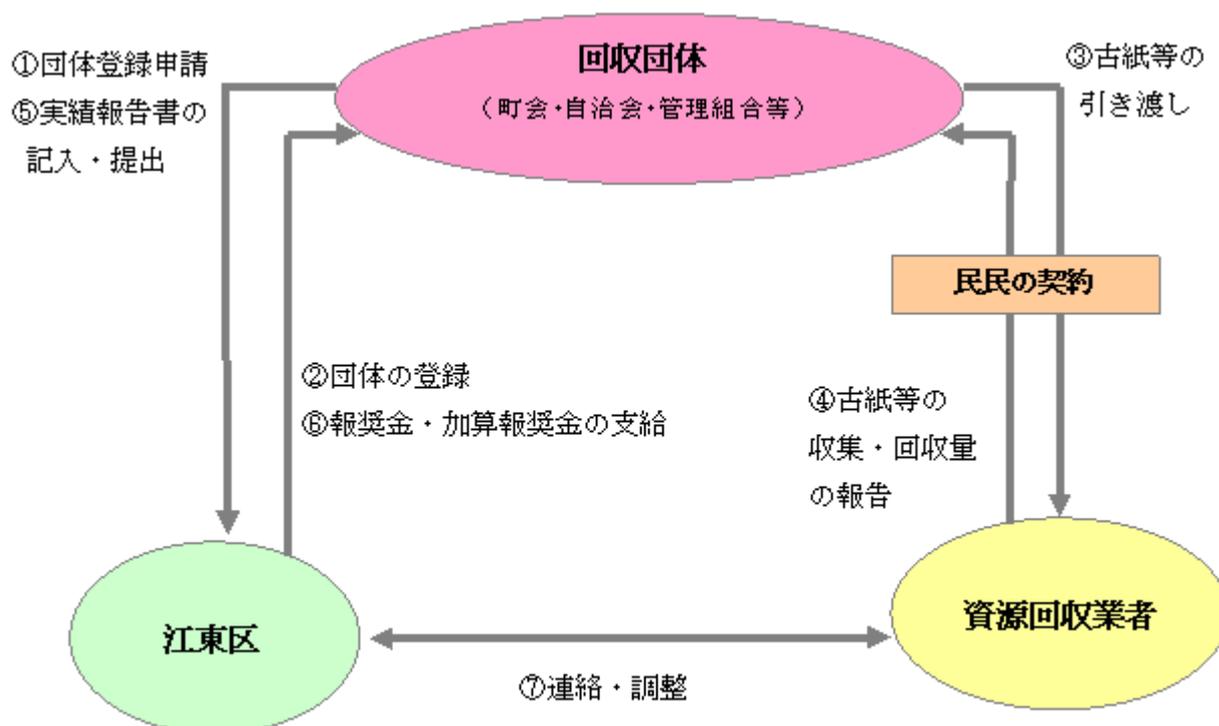
「清掃事業年報 別冊 Ⅲ リサイクル編 (東京二十三区)：特別区清掃リサイクル主管課長会 リサイクル分科会・統計作業検討部会」の用語解説等においては、区が関与した資源回収を「行政による(ステーション(集積所)・拠点)回収」、それ以外のものを「集団回収」と分類している。

ここで、集団回収について「町会、PTA、マンションの管理組合など地域の皆さんが協力し、紙類、布類、缶、びんなどの資源を自主的に集め資源回収業者に引き渡す方法です。回収日、場所、品目、資源回収業者などは、回収に参加する皆さんで決めることができます。」と説明している。集団回収のメリットとしては、一般的に、以下のものが挙げられている。

- 行政回収と比べ、回収に要する財政支出が少ない
- 実施団体活動を通じ地域コミュニティの形成が促進される
- 報奨金の有効活用による地域コミュニティ及び地域経済の活性化

このようなメリットもあるため、東京 23 区は全て集団回収支援事業を行っている。江東区の集団回収の概要については、区のホームページに以下の説明がある。

(出所：江東区ホームページより)



区の助成を受けるためには登録が必要であり、回収を始める前に区に申請書を提出し、団体としての登録を行う。団体は資源回収業者と契約を行い、収集した古紙等を引き渡し、収集・回収量の報告書（計算書、納品書等）を受領する。回収団体は、月単位で、実績報告書を記入・作成し、資源回収業者より受領した計量証明書を添付し、送付する。この報告書を根拠として、半年精算の報奨金（1月から6月までの回収分：9月末支払、7月から12月までの回収分：翌年3月末支払）、年間の回収量に応じて、年間精算の加算報奨金を支払う（1月から12月までの回収分：翌年3月末支払）。年間の回収量に応じた加算報奨金の体系は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

<表Ⅲ-16>

(出典：事務費補助金支給金額一覧表)

区分	回収量	支給金額
基本額	2,000 kg以上/年	1万円
重量加算額	20,000 kg以上～40,000 kg未満/年	基本額に1万円を加算
	40,000 kg以上～60,000 kg未満/年	基本額に2万円を加算
	60,000 kg以上～80,000 kg未満/年	基本額に3万円を加算
	80,000 kg以上/年	基本額に4万円を加算

① 集団回収の23区比較データ

集団回収に関する23区の実績は、23区で集計した数字をリサイクル分科会・リサイクル統計作業検討部会で取りまとめ、「清掃事業年報（リサイクル編）〈特別区清掃リサイクル主管課長会資料〉」として、年度毎にデータが開示されている。

平成23年度データを見ると、江東区の「行政による資源回収」と「集団回収」量の合計は31,641,818kgであり、その割合はそれぞれ50.5%、49.5%となっている。

集団回収の取り組みに対する傾向は、人口構成（若年・単身層の多さ）、流動性の高さ、集合住宅の多さ等の地域特性の影響も受けるため、単純比較はできないが、以下のように23区中7位となっている。

<表Ⅲ-17> 平成23年度 資源回収量総括表(東京23区比較)

(出所：清掃事業年報 別冊 平成23年度 Ⅲ リサイクル編(東京二十三区))

(単位：kg)

区名	回収量			割合		
	行政による資源回収	集団回収	合計	行政による資源回収	集団回収	合計
千代田	3,413,450	655,439	4,068,889	83.9%	16.1%	100.0%
中央	6,233,814	4,573,710	10,807,524	57.7%	42.3%	100.0%
港	15,877,477	6,123,416	22,000,893	72.2%	27.8%	100.0%
新宿	14,000,561	6,547,581	20,548,141	68.1%	31.9%	100.0%
文京	7,455,086	6,015,348	13,470,434	55.3%	44.7%	100.0%
台東	5,725,642	5,190,376	10,916,018	52.5%	47.5%	100.0%
墨田	7,016,503	7,184,268	14,200,771	49.4%	50.6%	100.0%
江東	15,991,174	15,650,644	31,641,818	50.5%	49.5%	100.0%
品川	16,189,869	9,665,731	25,855,600	62.6%	37.4%	100.0%
目黒	8,729,518	12,206,338	20,935,856	41.7%	58.3%	100.0%
大田	20,977,779	12,553,635	33,531,414	62.6%	37.4%	100.0%
世田谷	37,862,536	8,778,193	46,640,729	81.2%	18.8%	100.0%
渋谷	11,035,775	2,636,418	13,672,193	80.7%	19.3%	100.0%
中野	7,782,423	16,213,437	23,995,860	32.4%	67.6%	100.0%
杉並	32,463,663	6,609,792	39,073,455	83.1%	16.9%	100.0%
豊島	12,332,006	4,179,575	16,511,581	74.7%	25.3%	100.0%
北	13,497,115	7,630,648	21,127,763	63.9%	36.1%	100.0%
荒川	297,962	11,283,015	11,580,977	2.6%	97.4%	100.0%
板橋	14,302,335	16,339,790	30,642,125	46.7%	53.3%	100.0%
練馬	34,028,622	10,976,314	45,004,936	75.6%	24.4%	100.0%
足立	14,161,151	14,586,510	28,747,661	49.3%	50.7%	100.0%
葛飾	17,092,946	8,944,470	26,037,416	65.6%	34.4%	100.0%
江戸川	20,546,170	12,365,615	32,911,785	62.4%	37.6%	100.0%
合計	337,013,576	206,910,263	543,923,838	62.0%	38.0%	100.0%

Ⅲ. 監査の結果及び意見

また、品目別の集団回収実績を見ると、紙類、金属類に関しては、単純回収量で共に3位、人口（含外国）一人当たり回収量でも、それぞれ5位、3位で上位となっている。一方、びんについては、単純回収量で13位、人口（含外国）一人当たり回収量で16位となっている。

＜表Ⅲ-18＞ 平成23年度 集団回収実績（23区比較）

（出所：清掃事業年報 別冊 平成23年度 Ⅲ リサイクル編（東京二十三区））

区名	人口 [含外国]	実施 団体数	世帯数	合計 [kg]	紙類 [kg]	布類 [kg]	金属類 [kg]	びん類 [kg]	その他 [kg]
千代田	51,196	66	27,009	655,439	644,036	7,200	4,203	0	0
中央	124,637	183	69,089	4,573,710	4,407,355	12,109	101,084	40,638	12,524
港	228,383	236	118,718	6,123,416	5,853,225	27,596	116,967	26,765	98,863
新宿	318,119	432	172,736	6,547,581	6,324,009	110,606	107,222	5,744	0
文京	200,177	486	104,237	6,015,348	5,793,060	68,644	74,511	3,788	75,345
台東	182,424	347	95,734	5,190,376	5,105,886	19,960	61,726	2,759	44
墨田	250,366	334	126,964	7,184,268	6,942,021	82,233	151,952	8,062	0
江東	476,107	594	228,294	15,650,644	15,301,640	11,745	331,408	5,840	11
品川	364,639	566	193,645	9,665,731	9,443,125	40,791	145,880	23,145	12,790
目黒	262,642	247	141,629	12,206,338	12,197,192	9,146	0	0	0
大田	695,049	536	348,614	12,553,635	12,363,455	33,218	151,353	5,609	0
世田谷	855,926	399	437,603	8,778,193	7,516,295	652,874	240,876	241,232	126,916
渋谷	208,692	155	119,337	2,636,418	2,528,398	26,829	58,771	20,989	1,431
中野	310,704	212	177,390	16,213,437	15,784,000	374,480	26,762	28,195	0
杉並	538,796	377	292,357	6,609,792	6,165,631	251,081	146,603	46,477	0
豊島	267,381	145	146,689	4,179,575	4,080,030	82,810	15,710	1,025	0
北	333,051	330	169,154	7,630,648	7,495,638	62,931	64,352	7,727	0
荒川	205,375	298	96,380	11,283,015	8,466,835	25,849	668,281	1,475,007	647,042
板橋	535,802	810	268,285	16,339,790	15,822,340	366,618	150,625	207	0
練馬	708,441	345	335,761	10,976,314	10,314,879	490,676	168,981	1,778	0
足立	668,615	754	306,021	14,586,510	14,068,046	95,883	397,835	24,746	0
葛飾	449,668	513	207,029	8,944,470	8,580,319	71,314	261,716	27,826	3,295
江戸川	679,576	614	306,296	12,365,615	12,006,543	26,490	326,796	2,856	2,930
合計	8,915,766	8,979	4,488,971	206,910,263	197,203,958	2,951,083	3,773,615	2,000,415	981,191

※ 人口、世帯数は、東京都総務局統計部発行「住民基本台帳による世帯数と人口（含・外国人登録人口）」の平成23年10月1日現在の数値

※ 実施団体数、実施世帯数は、平成23年10月1日現在の数値（10月の数値が取れない区は、平成23年度内の数値を掲載しています。）

集団回収の23区データを見た場合、集団回収割合の高さで最も目を引くのは、荒川区であろう。「行政による資源回収」と「集団回収」量の割合はそれぞれ2.6%、97.4%であり、集団回収の割合が非常に高い。品目別に見た場合も、紙類、金属類、びん類の単純回収量でそれぞれ11位、1位、1位、人口（含外国）一人当たり回収量では、それぞれ3位、1位、1位となる。

「荒川区一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月）」によると、荒川区の資源回収は、町会・自治会等が中心となって資源を回収し、資源回収業者に引き渡す集団回収を基本としており、区では、区民が集団回収を円滑に行えるよう、支援体制の充実に努めているとあり、行政回収と集団回収の概要は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(出典：荒川区一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年 3 月）)

区分	実施主体	資源回収品目	回収日
行政回収	区	資源全品 (びん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイ)	週 1 日
集団回収	町会・自治会 (119 町会)	資源全品 (びん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイ)	1 か月に付き 2 日又は週 1 日
	高年者クラブ、PTA 等の リサイクル推進団体	回収品目は各団体が決定	回収日は各団体が決定

荒川区は、江東区とは異なり、東京 23 区の中で、清掃工場が無い区の一つである。だからこそ、より一層のごみ減量を進める必要があるという認識がある。荒川区方式による集団回収は、町会が実施主体となり、区民・事業者・区の協働による地域密着型の資源回収であり、まず荒川区は、行政回収から集団回収への移行を、平成 15 年 1 月にモデル事業としてスタートさせている。

最初に、既に古紙・びん・缶の 3 種類について集団回収を実施している町会の中から、希望のあった 5 町会をモデル町会とし、それぞれの実態に合わせて、行政回収を段階的に停止し、回収頻度や回収拠点数の在り方等を調査・検証しながら、このモデル事業を順次拡大したとのことである。その結果、現在では、実施町会が 119 町会（全 120 町会）になり、区内のほぼ全域に拡大。平成 19 年 4 月からは、従来の古紙・びん・缶に加え、ペットボトル・白色トレイも回収しているとある。

荒川区は、この集団回収への移行に関して強みとなる要因として、以下の事項を挙げている。

- 町会・自治会による地域活動も活発に行われ、自分達の地域の事は自分達で築いていこうという気概とお互いを支え合おうという文化が根付いている地域特性
- 地場産業として再生資源事業者が多数集積しているという強み

荒川区においても、今後の施策として、資源の持去り、ルール・マナー違反等に課題が残されており、これらを区民（町会）や回収事業者などと連携しながら、粘り強く解決していく必要がある、としているが、集団回収のモデルケースの一つであろう。

(2) 監査手続

集団回収に関する事務手続の概要について、清掃リサイクル課担当者にヒアリングを行った。「資源回収実績報告書」を入手し、サンプルで団体が区に対して報告する「資源回収実績報告書」「計算書（納品書）」と照合し、一致を確認。報奨金支払額に関する「支出負担行為伺兼支出命令書」と「債権者別報奨金支出明細書」を照合し、「歳出予算差引書」との一致を確認した。また、集団回収の制度の説明、実施の呼びかけのための取組み状況について質問し、内容を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

① 集団回収の普及啓発に向けた広報活動

区は、「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月）」の「基本的な考え方」の「基本方針3」のなかで、「ものの再使用と資源の再生利用を積極的に行い、排出を抑える」としており、「(2) リサイクルの推進 ①区民への働きかけ ○集団回収の促進」として以下の2点を挙げている。

- A) 集団回収の実施団体に対し、報奨金を支給するなど区民の自主的なリサイクル活動を支援します。
- B) 集団回収未実施の地域や新築マンションの住民に対して、制度の説明、実施の呼びかけを行います。

<意見事項 36> 区報への掲載等

A)については従前より継続して行われている制度である。例えば、荒川区の集団回収支援に対する報奨金も、回収された資源1kgに対して6円の報奨金である。江東区と大差はないことを考えると、報奨金自体が集団回収の促進の動機付けには大きくないと推測され、集団回収促進のために重要なのは、B)集団回収未実施の地域や新しい区民に対する普及啓発活動であると思われる。そこでB)の部分に対応する現状の対応について、清掃リサイクル課担当者に質問を行った結果、以下の回答を得た。

清掃リサイクル課において、集団回収事業の普及啓発のために行う公告活動は、区のホームページ（HP）上の公告のみであり、区報への掲載依頼は出していないとのことである。普及啓発のための頻度としては低く、区報への掲載等広告媒体の増加を検討する必要があると思われる。

<意見事項 37> ホームページでの公告内容

区のHPの公告内容を見ると、報奨金及び加算報奨金による登録団体への支援についての説明はあるが、それ以外のメリットについての言及は見られない（「資料1-1 区のHP公告「身近なリサイクル、集団回収をはじめましょう！」参照」）。ここで例えば、処理原価については、区の計算によると、集団回収の処理原価はコストが7,018円/t（リサイクル品目の処理原価参照）であり、行政回収による他品目の処理原価と比較して低いことは明らかである。区における処理原価の削減は、間接的に区が行う他のサービスの向上を期待させるものであり、区民にとってもメリットがあるが、区民のどの程度がその事実を理解しているのかは区も把握していない。また地域コミュニティ活動としての集団回収活動の存在を知らない区民も多いと思われるため、普及啓発を意識し、集団回収の存在を知らない人にもわかりやすくメリットを明示した形の公告を行うことが望ましいと思われる。

<意見事項 38> 臨海部及び新築の集合住宅への周知

集団回収未実施の地域についてリストアップしたデータ等は存在していないが、特に臨海部に多い新築の高層住宅等の新住民に対する周知・啓発は必要であると認識しているとのことである。ここで、新築集合住宅については、資源・ごみ集積所の設置確認を行う際に、清掃事務所の担当者が集合住宅の管理事務所等に説明に伺う機会があるとのことであるが、その際、清掃事務所の担当者は集団回収事業に関する積極的な説明は行っておらず、質問を受けた際には担当課を案内していると伺っている。これらの地域については、地域活動の存在を認識されていない方達も多いため、集団回収の導入は難しい面があるとのことであるが、普及啓発活動には一般的に困難が伴うものである。必ずしも実現に至るかどうかはわからないが、少なくとも清掃事務所担当者と連携を取り、新しい住民に対して必要な情報伝達がなされるよう積極的な呼びかけを行うことが必要と思われる。

① 集団回収品目について

23 区の集団回収による回収を品目別に比較した場合、区の回収品目のほとんどは紙類であり、相対的に、びん、缶、ペットボトルの回収量が少ない（「資料 10 平成 23 年度 集団回収品目別内訳（東京 23 区）」参照）。この理由について清掃リサイクル課担当者に質問を行ったところ、主に以下の理由があるとのこと。

びん、缶については、紙類と比較すると、団体側でリサイクル前の洗浄作業が必要であり手間を要すること、相対的に広い保管場所が必要となり小さな団体では難しいこと、また、特にびんについては収集運搬時に割れる危険性があること等の理由より、回収団体の自主性に任せた運営を行っているとのことである。

また、ペットボトルについては、区としてはリサイクルパークを運営していることから、ペットボトルについても容器包装リサイクル法の枠内で処理することを基本としていること、また昨今のようにペットボトルの取引価格が乱高下するような状況で、安定的に集団回収による処理ができるかどうかという問題もあるため、現状においては、行政による回収が最も効率的であると考えているとのことである。

一方で、先述した集団回収を主とする荒川区の場合、カレットびん及びスチール缶、ペットボトル及び白色トレイのように、市場の回収システムの中で限界があると考えられる資源については、回収業者に対して以下の補助金を出し、集団回収を促進している。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(出所：平成 23 年度 包括外部監査結果報告書（荒川区）)

【カレットびん及びスチール缶（1 月当たり）】

カレットびん及びスチール缶の総回収量	収集運搬経費	資源化等経費
100 トンを超えて 110 トンまで	4,380 千円	回収量に応じ 1 kg 当たり 25.2 円を乗じた額とする
110 トンを超えて 120 トンまで	4,780 千円	
120 トンを超えて 130 トンまで	5,180 千円	
130 トンを超えて 140 トンまで	5,580 千円	
140 トンを超えて 150 トンまで	5,980 千円	
150 トンを超えて 160 トンまで	6,380 千円	
160 トンを超えて 170 トンまで	6,780 千円	
170 トンを超えて 180 トンまで	7,180 千円	
180 トンを超えて 190 トンまで	7,580 千円	
190 トンを超えて 200 トンまで	7,980 千円	

【ペットボトル及び白色トレイ】

交付対象品目	収集運搬経費		資源化等経費
ペットボトル	2 万 ^{キロ} を超えて 3 万 ^{キロ} まで	3,150 千円	回収量に応じ 1 kg 当たり 43.05 円を乗じた額とする
	3 万 ^{キロ} を超えて 4 万 ^{キロ} まで	3,300 千円	
	4 万 ^{キロ} を超えて 5 万 ^{キロ} まで	3,450 千円	
	5 万 ^{キロ} を超えて 6 万 ^{キロ} まで	3,600 千円	
	6 万 ^{キロ} を超えて 7 万 ^{キロ} まで	3,750 千円	
	7 万 ^{キロ} を超えて 8 万 ^{キロ} まで	3,900 千円	
	8 万 ^{キロ} を超えて 9 万 ^{キロ} まで	4,050 千円	
	9 万 ^{キロ} を超えて 10 万 ^{キロ} まで	4,200 千円	
白色の発泡スチロール製食品用トレイ	1,400 ^{キロ} を超えて 1,500 ^{キロ} まで	2,400 千円	回収量に応じ 1 kg 当たり 105 円を乗じた額とする
	1,500 ^{キロ} を超えて 1,600 ^{キロ} まで	2,500 千円	
	1,600 ^{キロ} を超えて 1,700 ^{キロ} まで	2,600 千円	
	1,700 ^{キロ} を超えて 1,800 ^{キロ} まで	2,700 千円	
	1,800 ^{キロ} を超えて 1,900 ^{キロ} まで	2,800 千円	
	1,900 ^{キロ} を超えて 2,000 ^{キロ} まで	2,900 千円	
	2,000 ^{キロ} を超えて 2,100 ^{キロ} まで	3,000 千円	
	2,100 ^{キロ} を超えて 2,200 ^{キロ} まで	3,100 千円	
	2,200 ^{キロ} を超えて 2,300 ^{キロ} まで	3,200 千円	

現在、江東区においては、カレットびん及びスチール缶、ペットボトル及び白色トレイに関して、上記のような回収業者に対する補助金は無く、荒川区の集団回収とは異なる点である。

<意見事項 39> 集団回収の位置付け

現在の江東区における集団回収はあくまで行政による回収の補完的なものとして機能している。そして、現在の姿は、区がりサイクルパークを自区施設として運営しており、そこに合う形に効率的な行政による回収を進めて行った結果であると考えられる。

しかしながら、その一方で、品目別の処理原価比較を行ったところ、集団回収による処理原価が、他品目に比べて低いことは明らかである。

各自治体により置かれた環境は異なるため、集団回収を中心に据える回収方法が絶対的なものではないが、経費削減及び民間リサイクル促進等の観点からはメリットがあると考えられる。

したがって、区においても、現在の資源回収業務全体の中での集団回収の在り方を再検討し、その位置付けに合う形で、集団回収の促進に向けて事業を行っていくことが望ましいと考える。

2-1-1 本庁舎外施設資源回収事業

(1) 概要

本庁舎外施設資源回収事業とは、区が事業者としての立場から、出張所、小・中学校などの本庁舎外施設において資源の回収を図る事業であり、平成 23 年度の予算現額と決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要) (単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
本庁外施設資源回収事業	13,223	12,243	92.6%

回収品目は、新聞、雑誌、ダンボール、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、蛍光管、乾電池と多品目に渡っており、平成 22、23 年度における回収品目別の回収量は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

<表Ⅲ-19>

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要)

回収品目	平成 23 年度回収量	平成 22 年度回収量
新聞	10,960 kg	12,435 kg
雑誌	171,666 kg	185,376 kg
段ボール	94,270 kg	95,874 kg
びん	2,969 kg	3,128 kg
缶	6,671 kg	8,471 kg
ペットボトル	4,953 kg	4,701 kg
プラスチック	20,740 kg	14,740 kg
蛍光管	1,360 kg	2,609 kg
乾電池	630 kg	996 kg

平成 23 年度の本庁舎外施設回収事業における委託先別の決算額の一覧は以下の通りであり、回収品目に応じて、異なる回収・運搬・再生処理業者と契約をしている。

(出所：歳出予算差引簿 平成 23 年度) (単位：千円)

役務費・運搬料	金額	件名
S 社	4,713	本庁舎外廃プラスチック回収業務等委託
J 社	36	本庁舎外施設乾電池運搬作業
D 社	112	本庁舎外施設廃蛍光管運輸業務委託
小計	4,862	
委託料・事務・業務委託料		
江東リサイクル協同組合	5,670	本庁舎外資源回収業務委託
SN 社	663	本庁舎外施設プラスチック資源化業務委託
D 社	362	本庁舎外施設廃蛍光管・乾電池運搬業務委託
S 社	315	本庁舎外廃プラスチック回収業務等委託 (中間処理)
U 社	257	本庁舎外施設廃蛍光管再生処理業務委託
J 社	112	本庁舎外施設乾電池再生処理業務委託
小計	7,381	
合計	12,243	

(2) 監査手続

契約事務について、契約関係書類を入手して検討し、単価の決定方法等についてヒアリングをおこなった。

(3) 監査の結果及び意見

本庁舎外施設資源回収業務委託は、その開始当初より、江東リサイクル協同組合との間で契約をしているとのことであり、平成 23 年度の業者推薦書における同組合との契約概要は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

【本庁舎外施設資源回収業務委託の概要（平成 23 年度）】

件名	本庁舎外施設資源回収業務委託
履行期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
設計金額	567 万円
業者名	江東リサイクル協同組合
該当条項	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者推薦理由	江東区内の資源回収業者で組織されている団体で、区の資源回収事業での実績があり、資源物（古紙）の売却ルートを持っているため。

同組合との過去 5 年度（平成 18~23 年度）における委託金額の推移について伺ったところ、過去より継続して同額の 567 万円で契約している。その金額根拠として、委託契約書には、以下の内訳書が添付されている。

（単位：円）

内容	金額	摘要
委託料	5,400,000 円	@30,000×15 台×12 月
消費税等	270,000 円	
合計	5,670,000 円	

<意見事項 40> 江東リサイクル協同組合との契約について

業者推薦書の業者推薦理由を見ると、江東リサイクル協同組合については、契約受託能力を備えていることはうかがえるが、記載される理由以外に、区としては、区内零細業者の支援目的もあり、同組合と契約していると伺っている。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないように、特命理由を明確にするべきではないかと思われる。

また、担当者に契約額の決定方法について質問を行ったところ、同組合からは見積書を手入しているが、値上げ要求も無く、新年度の契約時にも特段の交渉はせず、そのまま据え置きの状態にあるとのことである。

この点、価格不利益を被ることがないように積算指標や価格相場に基づき、業務実態と異なる契約とならないよう、年度毎に交渉を行うことが望ましいと思われる。

2-12 江東区リサイクルパーク

(1) 概要

江東区リサイクルパーク（以下、「リサイクルパーク」）は、江東区が所有するびん・缶・ペットボトルの中間処理施設であり、区は当施設に関連し、リサイクルパーク管理運営事業としてリサイクル推進費、リサイクルパーク改修事業として清掃施設建設費を支出している。平成 23 年度の予算現額と決算額は以下の通りである。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

(出所：環境清掃部清掃リサイクル課 事業概要) (単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
リサイクルパーク管理運営事業	104,857	102,058	97.3%
リサイクルパーク改修事業	35,648	35,647	100.0%

リサイクルパークは、平成3年5月に東京都港湾局から用地を購入後、平成6年7月に建設工事着工、平成7年3月の建設工事竣工を経て、平成7年7月に稼動を開始している。開始当初は、当時23区初のびん・缶・ペットボトルの中間処理施設としても脚光を浴びたと伺っている。その施設概要及び機械設備仕様は以下の通りである（設備投資額の詳細については、「資料8 江東区リサイクルパーク設備投資明細」参照）。

【江東区リサイクルパーク施設概要】

(出所：江東区リサイクルパークパンフレット)

名称	江東区リサイクルパーク
所在地	江東区新木場2丁目7番6号
用途地域	準工業地域
敷地面積	4,153.920 m ²
建築面積	1,177.450 m ²
延床面積	1,501.690 m ²
建築構造	鉄骨造
建設費（建設当初）	約24億1千万円

【江東区リサイクルパーク機械設備仕様】

(出所：江東区リサイクルパークパンフレット)

	選別種類	処理能力
びん処理設備	生きびん	52.92t/日
	雑びん	
缶処理設備	アルミ缶	3.78t/日
	スチール缶	6.72t/日
ペットボトル処理設備	ペットボトル	10.50t/日

① リサイクルパークにおける中間処理の流れ

リサイクルパークは、区内で分別回収されたびん・缶・ペットボトルの中間処理施設であり、びん、缶、ペットボトルの各品目を選別するための各ライン工程を備えている。3品目の中間処理のうち、特に、びんの選別、ペットボトルからの異物除去等、人間の手作業に大きく依存しなければならない工程があり、作業人員の身体にかかる負担も高いと推測される作業環境である。当中間処理を経て、びん、缶、ペットボトルは、それぞれ以下のように処理される。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

びん→①生きびん...繰り返し使えるびん。「リターナブルびん」ともいう

②カレット...ガラスを砕いた状態。色分けして保管

缶→①アルミベール⁴...アルミ缶をベールとして保管

②スチールベール...スチール缶をベールとして保管

ペットボトル→ペットボトルベール...手選別で異物を取り除いた後、ベールとして保管

以下、各選別ライン工程別の処理の概要説明と中間処理後の資源の行方に示す。

【びん】選別ライン工程...作業人員 6~7 人

投入ホッパー	選別コンベヤ・選別シュート	カレット貯留ヤード
		
<p>収集ガラスびんを投入ホッパーへ投入。供給コンベヤで2階の選別コンベヤに運搬。</p>	<p>コンベヤ上のガラスびんを、手選別で色分け、シュートに投入。</p>	<p>選別されたカレットは色分けされ、それぞれの選別シュートから貯留ヤードに貯留。</p>
<p>【中間処理後の資源の行方】</p>		
<p>生きびん ... びん商 (びんの洗浄) → メーカー → 繰り返し利用</p>		
<p>カレット ... カレット工場 → メーカー → びん、ガラス、舗装材等</p>		

⁴ 圧縮・梱包し俵状にしたもの

【缶】選別ライン工程...作業人員 3 人

<p>投入ホッパー</p>	<p>磁選機・アルミセパレーター</p>	<p>ベール化したアルミ缶・スチール缶</p>
		
<p>収集された空き缶は投入ホッパーに投入され、供給（スラッド）コンベアで2階に運ばれます。</p>	<p>磁選機...コンベア上のスチール缶を自動的に永磁式吊下磁選機で選別、スチールプレス機に投入。 アルミセパレーター...コンベアに残ったアルミ缶と、その他の残さに選別。選別されたアルミ缶はアルミ缶プレス機に投入。</p>	<p>自動的に投入されたアルミ缶・スチール缶を、それぞれ一定量ずつセンサーで感知してプレスし、排出（写真はアルミ缶プレス機）。</p>
<p>【中間処理後の資源の行方】</p> <p>スチールベール ... 問屋 → メーカー → スチール缶、建設資材、自動車部品等</p> <p>アルミベール ... 問屋 → メーカー → アルミ缶、アルミ鋼材、自動車部品等</p>		

【ペットボトル】選別ライン工程...作業人員 8-9 人

<p>収集されたペットボトル</p>	<p>ペットボトル投入ホッパー・ペットボトル減容器</p>	<p>ベール化したペットボトル</p>
		
<p>収集されたペットボトルを手選別で異物を取り除く。</p>	<p>ペットボトル投入ホッパーからコンベアで運ばれたペットボトルは、減容器で一定量ずつプレス結束。</p>	<p>ペットボトルを一定量（ベール）に結束し、次の再生処理工場に搬送。</p>
<p>【中間処理後の資源の行方】</p> <p>ペットボトルベール ... リサイクル工場 → メーカー → ペットボトル、繊維、プラスチック製品等</p>		

(2) 監査手続

リサイクルパーク管理運営事業の契約事務について、契約関係書類を入手して検討した。リサイクルパークについては、清掃リサイクル課長同行の下、平成 24 年 10 月 17 日に現地調査を行い、中間処理施設の状況及び事業内容の概要の説明を受けている。リサイクルパーク側は、副所長が対応。K 社の過去 3 年度（平成 22、23、24 年 3 月期）の決算書を入手し、レビューを行った。

(3) 監査の結果及び意見

① K 社との契約について

リサイクルパークの管理運営は、K 社が行っている。リサイクルパークは、江東区のリサイクル事業に協力している、元々、区内の資源回収業者（びん商）及びカレット業者の計 4 社がリサイクルパークの管理運営を行う目的で設立した会社であり、リサイクルパーク設立当初より、その管理運営のみを事業として行っていると伺っている。

区は、同社と毎年、特命随意契約による業務委託契約を締結しており、平成 23 年度の業者推薦書における契約概要は以下の通りである。

【リサイクルパーク管理運営業務委託の概要（平成 23 年度）】

件名	江東区リサイクルパーク管理運営業務委託
履行期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
設計金額	8,778 万円
業者名	K 社
該当条項	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者推薦理由	「江東区のリサイクル事業に協力している、区内の資源回収業者（びん商）及びカレット業者の 4 社で設立した会社であり、江東区リサイクルパークでの業務である、びん・缶・ペットボトルの中間処理作業並びにプラントの操作を熟知しているため、当該業者を特命し契約締結することといたしたい。

<意見事項 41> 江東区リサイクルパーク管理運営業務委託について

業者推薦書の業者推薦理由を見ると、K 社について、同社が契約受託能力を備えていることはうかがえるが、それ以外の選択先もあるように読める。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないよう、特命理由を明確にするべきではないかと思われる。

② 契約金額の決定方法

契約金額の決定方法について担当者にヒアリングを行った。中間処理業務は、機械設備を必要とするが、特にびんとペットボトルについては、作業人員の手作業が中心であ

Ⅲ. 監査の結果及び意見

り、リサイクルパークの運営経費もそのほとんどが人件費である。区は同社との契約に際して、まず清掃リサイクル課は、K社より見積書を入手している。そして、同社の決算状況や作業人員、中間処理量等を勘案して交渉し、契約額を決定しているとのことである。平成20年度から平成23年度における委託契約額の推移とリサイクルパークにおける作業人員の推移とびん・缶・ペットボトルの中間処理量の推移は以下の通りである。

<表Ⅲ-20> K社との契約金額の推移

(単位：千円)

受託者	対前年比	契約金額	契約年度
K社	-	76,438	平成20年
K社	108.1%	82,598	平成21年
K社	106.3%	87,782	平成22年
K社	100.0%	87,782	平成23年

<表Ⅲ-21> リサイクルパーク作業人員及びびん・缶・ペットボトルの中間処理量の推移

(出所：清掃リサイクル課入手資料)

(単位：t)

年度	作業人員	前年比	びん	前年比	缶	前年比	ペット	前年比	合計	前年比
20	15人	-	3,321	-	902		748	-	5,703	-
21	17人	13.3%	3,896	17.3%	1,161	28.7%	1,631	118%	6,689	17.3%
22	18人	5.8%	3,987	2.3%	1,129	-2.8%	1,687	3.4%	6,804	1.7%
23	18人	0.0%	4,087	2.5%	1,109	-1.8%	1,929	14.3%	7,057	3.7%

※ 平成23年度は、4～8月は実績。9月以降は4～8合計の前年比を平成22年度9月以降の数値に乗じた。

上記金額の推移をみると、契約金額と作業人員の間には強い相関関係があることが見受けられる。ここで、管理運営事業委託仕様書には、以下の定めがある。

「乙（K社）は、各業務に従事する従事者の名簿を甲（江東区）に提出すること。なお、従事者に変更が生じた場合はその都度提出すること」

この点、従業員名簿を入手しているかどうか、区の担当者に確認したところ、毎年度、入手しているとのことである。契約額の決定に際しては、主に作業人員数をベースにした積算方式が用いられている。

<意見事項42> 従業員の法令順守状況の把握

K社は、区と直接の出資関係は無い株式会社ではあるが、その設立経緯や事業内容を鑑みると、通常の民間処理業者と比較して、区との一体性が強い法人であり、重要性及び公共性の高い業務の委託を受けている。このため、委託先の従業員の法令遵守状況等についても、区が主体的になり把握することが望ましいと思われる。この点、委託先に

はアルバイト従業員もいるが、最低賃金や労働基準法の遵守状況に関する確認は行っていないとのことであるため、留意が必要と思われる。また、外国人従業員も雇用しているとのことであり、不法就労の有無の確認も重要と考える。こちらについては、社会保険の加入を確認することにより代替しているとのことであるが、業務内容と現在の我が国の雇用環境等を考慮すると、外国人労働者の増加も考えられるため、引き続き留意する必要があると思われる。

② 江東区リサイクルパークの経済性の検討

江東区リサイクルパークは、自区で保有する中間処理施設であり、東京 23 区のうち自区で中間処理施設を保有する区は、港区、品川区、世田谷区、板橋区である（「資料 7 東京 23 区が保有する一般廃棄物処理施設一覧」参照）。

中間処理の方法としては、処理業者に委託費を支払い委託するケースと、自区で処理するケースが選択肢として考えられるが、清掃リサイクル課に対して質問を行ったところ、リサイクルパークの設立の当初、経済的にどちらが有利であるかを意思決定するために、定量的に比較することは行っておらず、資料としても残っていないとのことであった。また、最近においても、その経済性を比較検討することは行っていないとのことである。

<意見事項 43> 江東区リサイクルパークの経済性の検討について

リサイクルパーク設立は、中間処理業者の数も少なかった当時、自区内でリサイクル処理を行うという理念の下、江東区が推進した事業であったと伺っている。そしてその後、リサイクルパークは、平成 7 年 7 月の稼動開始以降、事業を継続し、今後も江東区のびん・缶・ペットボトルの中間処理を担う予定である。平成 31 年度までの長期修繕計画も予定されている。

しかしながら、設立からすでに 15 年以上が経過し、設立当時とはリサイクル事業を取り巻く周囲の状況も変化した現在、区がリサイクルパークを保有する体制が最善の選択なのかどうか、再検討する時期ではないかと思われる。

2-13 特命契約について

(1) 概要

平成 23 年度におけるリサイクル推進費約 16 億円の中で、委託料は約 12 億円であり、そのほとんどが、特命契約によって契約されている。

(2) 監査手続

特命契約について、契約関係書類を入手し、担当者からヒアリングを行い、業者推薦書の記載内容、価格の決定過程等を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

リサイクルに関連する契約は、その性質上、特命契約が多く存在するが、基本的に、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を該当条項、その根拠を業者推薦理由として記載している。

当該条文の内容は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とあるが、このうち、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」という部分を特命の根拠としている。

区の総務部経理課契約係は、「経理課契約締結請求書を施行する際の注意事項について」として、各課事務担当者に通知を行っており、特命案件については、以下の記載がある。

特命の契約については、事業課が推薦する業者との契約締結請求書を契約係へ提出する形となります。

そのため、各事業課は事前に推薦業者との間で十分仕様書の確認や価格交渉を行い、仕様書の内容・金額等を決定した上で契約締結請求書を施行してください。

- ① 仕様書は必ず、事前に推薦業者に内容確認を行うようにしてください。
- ② 見積書の徴取は、必ず契約締結請求書を施行する直前に行い、契約金額を確認してください。（※必ず推薦業者の業者名、担当者、連絡先をワード等で作成し、契約締結請求書を施行する前に添付してください）
- ③ 「業者推薦書」の理由は、特命でなければならない理由（＝価格競争できない理由）を明確にし、推薦理由を詳細に財務会計システム上に入力してください。推薦理由によっては、価格競争が可能と判断し、特命契約としないこともありますので、ご注意ください。

<意見事項 44> 特命契約における留意事項

特命の根拠となる、契約の性質・目的が競争入札に適しないものであるのかは、契約毎に判断されるものであり、基本的には特命とすることの必然性が求められると考えるが、業者推薦理由を読んだ限りでは、他の選択肢が全く無いわけではないにも関わらず、特命を継続している契約もあり、その根拠が明確でないものも多いように見受けられる。

また、区によるこの留意事項説明を読む限り、特命でなければならない理由がどのようなものなのか、必ずしも明確ではない。他の地方自治体では特命随意契約のガイドラインを作成し、判断の基準をより明確に示しているものもある。

資源の回収・運搬事業、中間処理・再生処理業務は日常的で、滞りなく行われることが要請される性質もあり、業者選定に際しては、すでに安定的な業務遂行実績のある業

者がある場合、その変更をすることのリスクも存在する。その一方で、長期間の特命による弊害が発生し易い一面がある。このため、安易な特命契約を抑制し、根拠を明確にした慎重な判断を促すための方法を検討することが望ましいと考える。

リサイクル業務に係る契約を見ていくと、過去からの様々な経緯等により、特命契約とすることしかできない契約、もしくは特命契約を選択せざるを得ない契約も存在する。

一般的に随意契約には、契約目的に適した業者選定が可能になり、履行の確実性が確保できるという利点がある一方、積算知識が乏しい場合、価格不利益を被る恐れがあり、不正を生む余地が無いとはいえないのが欠点とされる。

特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められる。また、同一業者に長期間継続して業務を行われることにより、契約書、仕様書の内容が業務実態と異なるなど、長期間の特命による弊害が発生する恐れもある。

個別の契約の項において既に述べているが、価格の決定過程において、多くの契約が積算によらない決定方法によっており、前年の単価をベースに決定し、客観的根拠の無い値上げを行っている契約もあった。見積書は入手しているが、契約のための形式的なものであり、詳細な見積書を入手し内容を吟味した形跡がないものが大半であった。

また、回収業務において、担当部署で業務実態を把握し配車の適正性についての検証を行っていない契約や、本来1回の回収で済むところを、2回の回収に分けて行っている業務実態について担当部署では把握していない契約があった。

特命契約とするならば、価格競争力が働かないため、担当者は積算根拠を十分に吟味し、価格不利益が生じないよう厳しく対応する必要がある。また、長年の契約となっているものもあるため、業務実態の把握に努め、長期間の特命による弊害が発生することのないよう、担当者、契約先共に緊張感を持って業務に当たる必要があると考える。

また、特命契約の中には、契約先の決算書を入手していない契約も存在し、決算書の入手、検討なく、契約の締結が可能となっている。事業の継続性の検討、単価の妥当性の検証など、契約の際最低限必要な事項と思われ、改善が必要と考える。

2-14 古紙・缶・ペットボトルの売却

(1) 概要

古紙類は、江東古紙問屋会を通じて売却、売却先にて再生処理されている。また、びん・缶・ペットボトルなどは、リサイクルパークにて選別・異物除去・圧縮梱包され売却される。

ペットボトル、容器包装プラスチックは、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会（以下、容器リサイクル協会という。）へ運搬されリサイクル処理されることとなる

Ⅲ. 監査の結果及び意見

が、容器リサイクル協会と事業者が契約して買い取った金額が区の歳入となっているものであり、区と事業者との直接の売買契約ではない。

(2) 監査手続

古紙・缶・ペットボトルの売払量、収入金額の推移を把握し、売却契約書を入手し吟味した。ペットボトルの売払いについて「平成23年度有償入札拠出金⁵の支払いについて」(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)を入手し検証した。

(3) 監査の結果及び意見

平成20～23年度の古紙(新聞・雑誌・段ボール)の売払量、1kg当たり売払単価、収入金額(税抜)の推移は、以下のとおりである。

<表Ⅲ-22>

古紙の分類		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新聞	売払量(トン)	2,244	2,089	2,104	1,907
	単価(円/kg)	10.0	3.4	7.8	8.1
	収入金額(千円)	22,550	7,160	16,443	15,531
雑誌	売払量(トン)	1,660	1,828	1,787	1,688
	単価(円/kg)	6.9	1.8	5.5	7.0
	収入金額(千円)	11,491	3,388	9,955	11,904
段ボール	売払量(トン)	2,169	2,218	1,997	2,018
	単価(円/kg)	8.4	3.0	7.1	8.1
	収入金額(千円)	18,352	6,727	14,289	16,429
古紙合計(千円)*		52,394	17,276	40,688	43,864

※ 収入金額は、税抜の金額である。

⁵ 各自治体から指定団体に引渡されたペットボトル、ガラス瓶等の再商品化事業に関しては、平成18年度分の再商品化委託の入札から有償入札が認められ、その収入をそれぞれの落札価格と引渡数量に応じて市町村に拠出される資金。

Ⅲ. 監査の結果及び意見

平成 20～23 年度のアルミ缶、スチール缶、ペットボトルの売払量、1 kg 当たり売払単価、収入金額の推移は、以下のとおりである。

<表Ⅲ-23>

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
アルミ	売払量 (トン)	402	486	496	477
	単価 (円/kg)	156.57	94.19	144.69	139.39
	収入金額(千円)	61,642	45,462	72,249	66,685
スチール 缶	売払量 (トン)	500	674	632	631
	単価 (円/kg)	35.79	19.43	30.19	34.24
	収入金額(千円)	17,565	13,114	19,073	21,615
ペットボ トル(有償 入札分)	売払量 (トン)	748	1,631	1,687	1,929
	単価 (円/kg)	42.7	3.27	17.7	49.8
	収入金額(千円)	25,742	4,918	26,811	85,644

※1 収入金額は、税込の金額である。

※2 ペットボトルは、有償入札による売上を記入しており、容器リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金⁶（品質基準に基づく配分額及び低減額貢献度に基づく配分額）とは異なる。また単価は、参考値として収入金額と売払量から算定しているため実際の取引単価と異なることがある。

古紙・缶・ペットボトルの売却単価は、上記のとおり市況に照らして大きく逸脱するものではなく、特に異常は認められない。また、資源ごみの数量推移においても、近年の不況等によるごみ量の減少から資源ごみの売却による歳入は適正と判断する。

⁶ 容器包装リサイクル法（H18年6月改正公布）で設けられた制度による市町村への拠出金。この制度に基づき、事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組み、効率化がはかられた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する。具体的には、リサイクル（再商品化）に実際にかかった費用（「現に要した費用」）が、あらかじめかかるであろうと想定されていた額（「想定額」）を下回った場合に、その差額の1/2を、事業者側から市町村側に拠出する。

3. 人件費

(1) 概要

① 環境清掃部の組織構成

環境清掃部は、温暖化対策課、環境保全課、清掃リサイクル課、清掃事務所をもって構成されている。各課の業務については重複するが、簡単に概略を説明する。

温暖化対策課は、環境調整係、環境推進担当、環境学習情報館からなっており、江東区環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器導入の推進、環境情報の発信や区民への啓発活動、環境教育の充実等地球温暖化対策における様々な取り組みを積極的に進めている。

環境保全課は、環境美化係、指導係、調査係、環境対策担当からなっており、建設工事及び工場、指定作業場の事業活動や人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害から区民の健康を保護し、まち美化の啓発を通して生活環境を保全することを目的としている。

清掃リサイクル課は、江東区が行う清掃リサイクル事業の総合調整、ごみ減量のための普及・啓発、資源化事業を行っている。

清掃事務所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、江東区清掃リサイクル条例に基づき、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することで、清潔で快適な生活環境を保つことを目的とした業務を行っている。

② <表Ⅲ-24>人員の推移（平成19年度から平成23年度まで）

各年度4月1日現在

(単位：人)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
温暖化対策課	一般	18	18	19	13	13
	再任用	1	1	1	0	0
	再雇用	0	0	0	2	2
	合計	19	19	20	15	15
環境保全課	一般	-	-	-	15	15
	再任用	-	-	-	1	2
	再雇用	-	-	-	0	0
	合計	-	-	-	16	17
清掃リサイクル課	一般	12	13	15	12	12
	再任用	0	1	0	0	0
	再雇用	1	1	0	0	0
	合計	13	15	15	12	12
清掃事務所	一般	197	187	187	181	178
	再任用	12	21	19	16	18
	再雇用	24	13	11	6	3
	合計	233	221	217	203	199
環境学習情報館	一般	4	4	4	-	-
	再任用	0	0	0	-	-
	再雇用	0	0	0	-	-
	合計	4	4	4	-	-
環境清掃部総計		269	259	256	246	243

IV. 別紙

③ 人員構成（平成 24 年度年初）

<表Ⅲ-25>環境清掃部人員表（平成 24 年 4 月 1 日現在）

温暖化対策課	課長	1	課長	1		
環境調整係	事務	6	係長	1		
			主査	2		
			主任	1		
			主事	2		
環境推進担当	事務	1	係長	1		
環境学習情報館	事務	4	係長	1		
			主査	1		
			主任	1		
			主事	1		
			再任用	2		
			非常勤	3		
			課合計	17		
環境保全課	課長	1	課長	1		
環境美化係	事務	4	係長	1		
			主任	1		
			主事	2		
指導係	事務	3	係長	1		
			主任	1		
			主事	1		
	技術	2	主任	2		
調査係	事務	1	係長	1		
			技術	4	主任	2
					主事	2
			再任用	2		
			課合計	17		
清掃リサイクル課	課長	1	課長	1		
清掃リサイクル係	事務	6	係長	1		
			主任	3		
			主事	2		
許可・指導係	事務	4	係長	1		
			主任	1		
			主事	2		
			再雇用	1		
			課合計	12		
清掃事務所	所長	1	課長	1		
管理係	事務	8	係長	1		
			主任	3		
			主事	4		
			作業Ⅱ（庁舎管理）	1		
作業係	事務	5	係長	1		
			担当係長	1		
			主任	2		
			主事	1		
	技能	155	統括技能長	1		
			技能長	16		
			収集（作業Ⅲ）	主任 60		
				主事 64		
			自動車運転（自動車運転Ⅱ）	主任 6		
				主事 8		
			再任用	10		
			再雇用	5		
			課合計	185		
環境清掃部合計				231		

IV. 別紙

④ 人件費の支給対象となる根拠

地方公務員法第 24 条第 6 項に基づく職員の給与に関し必要な事項を定めた「江東区職員の給与に関する条例」ここでの給与対象者は、各セクションの職名が課長、係長、主査、主任、主事、所長などである。

⑤ 基本的な勤務形態と人件費構成

正規の勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

清掃事務所に勤務する職員：午前 7 時 40 分から午後 4 時 25 分までの間において、4 週間を通じ、1 週間について 38 時間 45 分勤務

⑥ 平成 23 年度の清掃に関する人件費の概要

清掃費は清掃管理費、ごみ収集費、リサイクル推進費、清掃施設建設費から構成される。

(単位:千円)

清掃費		6,595,927
	清掃管理費	3,397,267
	ごみ収集費	1,589,369
	リサイクル推進費	1,573,642
	清掃施設建設費	35,647

清掃管理費（清掃事業に従事する職員の人件費及び清掃事務、清掃事務所管理運営に要する経費）の内訳は以下のとおりである。なお、ここに集計される人件費は清掃事務所と清掃リサイクル課が対象である。

(単位:千円)

清掃管理費		3,397,267	
	人件費	1,560,838	
		給料	684,514
		職員手当等	629,936
		共済費	245,691
		旅費	695
	その他	1,836,429	

※清掃費に占める人件費割合は 23.7%、清掃管理費に占める人件費割合は 45.9%である。

※人件費に占める給料割合は 43.9%、職員手当等割合は 40.4%である。

人件費のうち職員手当等の内訳は以下のとおりである。

職員手当等の内訳

(単位:千円)

扶養手当	31,318
地域手当	129,243
期末手当	186,617
勤勉手当	98,192
管理職手当	2,186
通勤手当	41,454
住宅手当	15,870
特別勤務手当	26,264
時間外勤務手当	18,857
休日給夜勤手当	62,773
子ども手当	17,158
合計	629,936

(2) 監査手続

- ① 平成 23 年度の各課における 2 月分の人件費の給付(手当を含む)について、無作為に 15 人(臨時職員含む)を抽出し、次の監査手続を実施した。
 - 1) 実在性等及び出勤状況を出勤簿にて確認した。
 - 2) 給料が条例等に基づいて適正に支給されているかを確認した。
 - 3) 扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、住居手当等諸手当が、条例、規則、要綱などに基づいているか、また、事実に基づいているか、関係証憑と照合し確認した。
- ② 諸手当の中の特殊勤務手当について、条例または給与規程に基づいて支給されているものかを確認した。
- ③ 非常勤職員・臨時職員の採用方法・賃金算定等の妥当性について検討した。
- ④ 清掃費に関する人件費の年度別推移表(平成 19 年度から平成 23 年度)を作成し、また年度別の人件費の総額、年度別の職員数と年度別の 1 人当たりの人件費、職員手当等を相対的に分析し、全体的なコスト状況を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

監査の結果、実施した手続の範囲内において、清掃費に関する人件費に係る事務及び財務の執行等は法令等に準拠して適切に実施されていると認められた。

ただし、諸手当及び非常勤職員の人事・採用について気がついた点を意見事項とする。

① 人件費年度別推移について

人件費年度別推移を分析検討すると、人件費総額と人員数に相関関係が認められ、ともに減少傾向にあり、人件費の低減が図られていることが伺える（平成 22 年度は子ども手当支給により 1 人当たり人件費が一時的に増加している）。職員手当等に関しても、人員数の減少に比例して各手当も減少傾向となっている。この中で地域手当のみ増加傾向を示しているが、これは国及び地方公共団体の政策判断から給料の支給水準引き下げ（平成 18 年度より年 1% ずつ下降）に連動した地域手当の支給率の上昇（平成 18 年度給与等の 13% 支給から平成 22 年度 18% 支給へ支給率が上昇）によるものであり、異常性は認められない。今後も人件費と人員数の適正水準への適合が続くことが望まれる。

<意見事項 45> 住宅手当申請書類（住居届）の記載不備について

住宅手当申請書類である住居届の責任者承認欄に記載不備が散見された。具体的には、住居手当の支給区分欄（第 1 項 1 号か第 1 項 2 号か）、確認日付、支給開始日に記載漏れが生じていた。これらは住宅手当支給に関する重要な事項であり、後日の紛争防止のためにも正しく記入されることが望ましい。

<意見事項 46> 特殊勤務手当の支給について

清掃業務従事職員の特殊勤務手当は、江東区職員の特殊勤務手当に関する条例及び江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に従って支給されている。これは従事した 1 日あたりにつき支給されるものであり、職員が時間単位有給休暇を取得した場合にも全額支給される（つまり有給休暇時間分にも支給されている）こととなっている。仮に有給休暇を 1 日全休取得したとすると特殊勤務手当は支給されないのであり、当該手当は” 1 回 “につき支給されるものではなく、” 1 日 “につき支給されるものであるから、有給休暇取得時間分は作業に従事していないのであるから、手当についても、相当額減額支給することが望ましい。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例

第 5 条（清掃業務従事職員特殊勤務手当）

清掃業務従事職員特殊勤務手当は清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したもの（統括技能長及び技能長を含む。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 700 円を超えない範囲内において、規則で定める。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

第2条（手当の種類、支給範囲及び支給額）

条例第3条から第5条までの規定により支給される特殊勤務手当の種類、支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。

別表（第2条関係）

3 清掃業務従事職員特殊勤務手当

清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したもの 日額 700 円

<意見事項 47> 非常勤職員の人事について

非常勤職員は温暖化対策課環境学習情報館において、「江東区環境学習推進員設置要綱」に従って採用が行われている。雇用契約上任期は1年間であるが、勤務実績等を考慮して、1年毎の更新が可能である。ただし、非常勤職員に対して江東区としての人事評価制度はなく、所属長の面接等により勤務実績等の評価及び年次更新が行われている。また、職員の員数に関する規定、目安等も特に定められておらず、現場の裁量に任されている。

現行では非常勤職員の人事は所属長の判断のみで行われているが、勤務実績等の評価を考慮したうえでの年次更新制度も存在するのであるから、何らかの客観的な指標を持った非常勤職員人事評価制度を設けることが望ましいと思われる。

また、契約更新として、6年間も契約している非常勤職員もいるが、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（通称「パートタイム労働法」）の趣旨を順守できていない可能性がある。

<意見事項 48> 臨時職員の採用方法について

臨時職員の採用方法は、従前は区施設の掲示板等へのポスター掲示や大学等への働きかけにより募集を行っていたがなかなか人材が集まらず、現在は正規職員の親族・知人、以前従事していた臨時職員や他区の清掃事務所からの紹介によっている。

臨時職員の雇用理由が、「職員の休暇取得等欠員対策として臨時職員を配置し、円滑な作業運営を確保するため」であり、臨時職員には正規職員を補助することのできる職務遂行水準が要求されると思われる。また、現在の不況下においては従前とは異なり職を求める人の数も多いと考えられる。よって臨時職員の採用方法も募集要項の区報掲載等公募によって、公平に適切な方法で行われることが望ましい。